

英国2006年 ID カード法

岡久 慶

【目次】

I 英国 ID カード制度に関する議論

II 今後の見通し

翻訳：2006年 ID カード法

本稿は、『外国の立法』第229号（2006.8）収載の岡久「2006年 ID カード法—国民情報の総合管理^(注1)」で解説したイギリスの2006年 ID カード法（ID Cards Act 2006（c.15））に基づく制度に関わる議論と今後の展望を紹介し、その後法律の全文を翻訳するものである。また、この法律の草案提出の経緯及びその当時の議論に関しては、『外国の立法』第221号（2004.8）収載の「国家 ID カード制度に向けた動き」において解説しているので、あわせて参照されたい。

ID カード法は、英国 ID 制度（National Identity Scheme）を導入するための法律であり、16歳以上の英国在住者の個人情報のデータベース「英国 ID 登録簿」（National Identity Register、以下 NIR とする。）を作成し、これに基づいて ID カードを発行すると共に、最終的に NIR への登録と ID カードの保有を義務化するものである。ただし、義務化には別の議会制定法が必要となる。

法律は2006年3月30日に成立したが、2006年8月末現在施行されているのは、不正な ID 書類の所持（第25条から第26条）、法律に関連した委任立法の運用（第40条）等の規定に限られる^(注2)。

法律の大部分は、2008-9 年度に施行され、制度の義務化は2013年に行われると予想される。

2006年 ID カード法の制定経緯、概要等については、本誌229号記事で紹介しているので、こ

こでは翻訳に先立って、英国 ID カード制度を巡る議論を紹介する。

I 英国 ID カード制度に関する議論

政府が掲げる英国 ID カード制度導入の利点と、それに対する議論は、当初からテロ対策上の必要性、市民的自由への影響、費用対効果等の論点を巡って展開されてきた^(注3)。

2005年6月27日、ロンドン・スクール・オブ・エコノミクス（以下 LSE とする。）の14人の教授からなる委員会が、英国 ID カード制度に関する報告書を発表して物議を醸した^(注4)。

この報告書は、英国 ID カード制度が、身元情報の詐取及び窃盗を防ぎ、電子取引の市場を活性化する効果があることは認めつつも、政府が掲げた他の目的に関しては、適正でも安全でもなく、費用対効果も認められないと指摘している。また制度が複雑に過ぎ、技術的な安全性を欠き、規制が多いため複雑にすぎ、公共の信頼も得ていないとしている。

以下に、LSE の報告書を含めた、ID カード制度を巡る最新の議論を紹介する。

1 テロリズムの防止

2005年7月7日のロンドン同時多発テロ事件で改めてテロリズムの防止が注目を浴びたが、アメリカの9.11事件も、マドリッドの列車爆破テロ事件も、そして今回のロンドンの事件も、身元情報を偽造していない（つまりマークすべき前科のない）テロリストによって実行されており、その効果はさして期待できないとする議論が全体的に有力である。

チャールズ・クラーク元内相自身は、事件の翌日、ID カード制度導入下でも今回の事件は防

止できなかったであろうと認めつつも、ID カードの提示が携帯電話購入の条件とされているスペインでは、通信記録から使用された携帯電話を割り出し、そこから ID を調べ上げたことで犯人を特定できたとしている。^(注5)

もっとも、2005年7月7日のテロ事件にも見られるように、自爆テロの実行犯は自らを殉教者と考え、その犯行声明を誇らしげにビデオに残す事例も見受けられ、事件後の身元割出しはそれほど困難ではないとの指摘もある。^(注6)

LSE の報告書は、ID カードの保有が義務化されても、民事制裁金の支払いで NIR への登録を回避し続ける方法が可能であること、外国人に関しては一定期間以上イギリスに滞在することが NIR 登録の条件であって、短期滞在の外国人は登録の義務がないことを理由として、テロリズムの防止目的のための ID カードの有効性に懐疑的である。報告書発表後、法案に加えられた修正により、ID カード保有義務の不履行に対する処分規定は先送りとなったが、最終的に拘禁刑が導入される可能性は低いものと考えられている。^(注7)

報告書は、これらに加えて、NIR 自体がテロリストの攻撃対象になりうる可能性も指摘している。

また、情報部 (MI5) のステラ・リミントン前部長は、ID カードは偽造が不可能であれば、ある程度は役立つが、安全保障関係での有用性は限られたものであるとコメントし、テロリズム対策としての ID カードの有効性に疑問を投げかけている。^(注8)

2 コスト

政府は、制度導入の必要投資額を10年間で55億ポンド (約1兆1515億円)、ID カードと旅券併給のコストを、現在の51ポンド (約1万1100円) から「あくまでも目安として」93ポンド (約2万400円) になると見積もっている。^(注9)

法律の草案提出の段階では、最も高価とされた、所有者が電子的書類に電子的なサインを行うことのできる精巧なカードであっても、必要経費は10年間で30億900万ポンド (約6300億円) と設定されており、政府の見積りは約2倍近くに膨れ上がったことになる。^(注10)

これに対し LSE の報告書は、10年間の投資額を最低で106億ポンド、最高で192億ポンド、中間値で145億ポンドと見積もっており、メディアは、財務省が主張する自己採算制を適用する場合、最高でカード1枚の販売価格は300ポンド (約6万7000円) となると分析している。

政府は、LSE の評価は、年齢と共に変化する生体認証情報確認の手続が5年に1回は必要となることを前提条件にしているが、そうしたことを前提にすることが基本的に間違っていると、報告書を批判している。

なお、政府は、2006年2月の段階で、英国 ID カード制度の下準備のため、既に3200万ポンド (約66億円) を支出している。

3 身元情報の偽造及び窃盗の防止

2005年5月、ID カード法案を再び下院に提出する際に、ブレア首相は身元情報の窃盗を防止する必要性を強調した。^(注11) また、2006年2月2日、内務省のバーンハム政務次官は、身元情報の偽造及び窃盗に伴う年間被害総額が、17億ポンド (約3735億円) に上ると述べている。^(注12)

しかし、上記の数値に関しては、マネーロンダリングに起因する3億9500万ポンド (推計額) や、身元情報の偽造だけでなくカード自体の盗難等に起因する損害額の総計である5億400万ポンド等が含まれていることが指摘されており、制度導入の口実作りのための露骨な誇張だと非難された。^(注13)

LSE の報告書は、福祉に関連した身元の偽造 (年間被害総額3500万ポンド) に関しては ID カードが有効であることを認めているが、既に

労働年金省が導入しているより厳格な身元確認手続きが被害軽減に効果を上げていることを指摘し、IDカード制度導入の必要性を疑問視している。

4 運用の実効性

NIRは多目的で使用され、その情報の扱いには細心の注意を要する。公共機関及び民間部門から大量アクセスが想定され、かつ不正アクセスを試みる者（特に組織犯罪）にとっては魅力的な標的となりうるデータベースである。このため、身元情報の偽造や窃盗の問題を解決するどころか、悪化させることも考えられる。

LSEの報告書は、これらの条件を踏まえた上で、NIRの規模で十分な安定性と安全性を提供することのできるコンピュータ・システムは現存しないと論じ、新規の開発が想定し得ない困難や開発費の高騰に直面するであろうと警告する。

またNIRの信頼性が依拠する生体認証技術も完全に確立されたものではなく、旅券局が2004年4月から12月にかけて試験的に発行した生体認証情報を記載したIDカードの実験では、誤認率が、顔で30%超、指紋で13%超、虹彩で3%超という結果が出ている。^(注14)

現在の虹彩の認証技術では、視覚障害者に対して、登録及び検証の双方で高い誤認率を示す傾向が顕著である。その誤認率は登録時に39%、検証時に8%となっている。ある生体認証情報関連企業は、虹彩情報が利用できない障害者の数を全体の2%未満としているが、NIRの規模を考えれば、その数は約130万になると考えられる。

これに関しては、政府は、虹彩以外の複数の生体認証情報（顔と指紋）をNIRに登録することで、誤認のリスクを軽減することができると論じている。しかし、LSEの報告書は、英国IDカード制度の導入が、公共サービスの享受ある

いは犯罪捜査等で、視覚障害者に、それ以外の者と比較して相対的な不利益をもたらすということになれば、1995年障害差別法（Disability Discrimination Act 1995 (c.50)）に違反する可能性がある」と指摘している。

5 行政府権限の肥大化

NIRは、その対象者数（労働人口の80%）と情報の詳細さという点において、世界でも例を見ない個人情報データベースである。これが行政府の裁量権の元におかれることを危惧する声は少なくない。

リチャード・トーマス情報管理官^(注15)は、2004年7月30日のプレスリリースにおいて、NIRの設置がデータ及びプライバシー保護の観点から問題をはらんでいることを指摘した。同氏は、これほど多岐にわたる情報を収集する必要性に疑問を呈し、公共機関及び民間部門の各種サービスを受けるために行われたNIRからの情報提供の記録がNIRに残される（附則第1第9条）ことで、詳細な個人生活像が丸見えとなり、さらに、この記録が本人が知らぬ間に公共機関に利用されることに危惧を表明した。

2006年IDカード法附則第1第9条は、NIRから情報提供が行われた状況、情報提供を受けた者等の詳細が記録されることを規定している。これにより、NIRへのアクセスが必要な公共機関及び民間部門のサービス（例えば通院記録、クレジットカード発給、航空券の購入等が考えられる）を受けた記録は、悉くNIRに登録されることとなる。そして同法第17条は、主務大臣がこれらの記録を、対象となる個人の同意を得ることなく、情報部、秘密課報部、政府通信本部の情報機関及び重大犯罪対策機構それぞれの長に限って、任務遂行目的のために提供することを可能としているのである。^(注17)

一方、対象となる個人は、2006年IDカード法第12条第10項及び1998年データ保護法（Data

Protection Act 1998 (c.29))第7条に依拠して、自分の個人情報の内容、目的及び当該情報の提供記録等を確認する権利を有するが、1998年法は国家安全保障(第28条)、犯罪捜査及び課税(第29条)等の目的のために、この権利を制約することを可能としている。この事実が情報管理官の危惧の根底にある。

さらにトーマス情報管理官は、同年8月16日付のタイムズ紙記事^(注18)において、児童データベース、市民情報プロジェクト等の政府による市民情報データベース作成の動きが、かつての東欧諸国やフランコ統治下のスペインで見られたような、監視社会を生み出す可能性があるとも述べている。

2006年 ID カード法は、制度運用のための大きな権限を、主務大臣(内相)が委任立法による規則又は命令によって行使することを可能としている。この中には、NIR に登録される情報の範囲を拡大すること(第3条第6項)、ID カードを発行された個人に情報の更新又は修正を行う義務の賦課(第10条)、公共機関に対する本人の同意を得ない生体認証情報(附則第1第2条で列挙)の提供(第20-21条)等が含まれている。

また ID カード制度反対団体 NO2ID は、主務大臣が主観的な判断のみに基づいて、随意に ID カードを取り消す権限を有する(第11条第2項)ことを指摘し、将来的に ID カードによる身元証明が民間部門又は公共機関のサービスを受けるための重要な要件になることを考えれば、これは、主務大臣に市民生活の生殺与奪権を与えるようなものであると批判している。加えて NO2ID は、英国 ID カード制度の運用を監視する英国 ID 制度管理官が、主務大臣に任命され、報告する立場にある(第22条)ことを指摘し、その独立性に疑問を呈している。

6 警察と社会的少数者

ID カード制度は、欧州連合(EU)加盟国では普及した制度であり、オーストリア、フィンランド、フランス、イタリア、スウェーデンが任意制度を採択し、ベルギー、ドイツ、ギリシャ、スペインが常時携帯を義務づけている。人種平等委員会^(注23)の報告書^(注24)は、これら欧州各国において、警察による ID 確認が社会的少数者の人種に偏って行われる事例を示し、英国 ID カード制度も同様に差別的に運用されかねないと指摘する。

2006年 ID カード法は、個人が ID カードを常時携帯することを義務づけることを禁じており(第13条第3項(a)号)、このことをもって、イギリスで同様の事例は発生しないとする論拠とされている。しかし LSE の報告書は、法律制定が警察による強い働きかけを受けて成立したこと、警察連盟^(注25)が職務質問及び身体検査(stop and search)強化のために ID カード提示の義務づけを要求していること、さらに政府が ID カード制度導入の目的の1つに掲げた不法移民取締強化には ID カード提示の義務づけが必要であること等を挙げ、現行の制約は長続きしないと論じている。

また、先述した人種平等委員会の報告書は、2006年 ID カード法の現行規定においても、対象者が NIR への登録を義務づけられていれば、ID カードの提示を求めることは、第16条第2項(c)号及び第3項(c)号により違法でないと指摘する。

こうなると、警察による職務質問と身体検査を頻繁に受ける(黒人とアジア人ではそれぞれ白人の6倍と2倍)社会的少数者は、ID カードを携帯し、提示することを強いられる圧力から免れられない。人種平等委員会の報告書は、そのような圧力を受けず、ID カードを携帯し提示する必要のない白人と、それ以外の社会的少数者との間で階層分離が進行し、人種間関係を悪化させることを危惧している。

II 今後の見通し

ID カード制度の導入は、2008-9年度に登録が任意とされる段階の開始が予定されている。この段階においては、「指定書類」とされる旅券の発行と更新に付随して NIR への登録が行われる。なお、2010年までは、ID カードの発給を受けることは義務づけられない。

NIR への登録等は、2006年4月1日に内務省所属エージェンシーの旅券局 (Passport Service) を改組して設置された ID 旅券局 (Identity and Passport Service) が担うこととなる。

2013年には別に法律を設け、「義務づけ」段階として、ID カードの保有が義務づけられる予定である。

野党第一党の保守党は ID カード制度の廃止を主張しており、政府は、次期総選挙（遅くとも2010年6月3日）までに ID カードを可能な限り普及させ、後戻りできない状況を作り出そうとしている。^(注26)

既に ID カード制度導入に先立つ、e パスポート（所有者の写真の電子的スキャンを含むチップを内蔵する）の導入及び全国70の ID 旅券局事務所の設置のために、2006年10月から旅券を、51ポンドから66ポンドに値上げすることが決定している。

しかし、ID カード制度導入が捗らず、ブレア首相が「面目を保つために」より簡便な ID カード早期版導入を考えている、との電子メールが漏洩し、2006年7月9日のタイムズ紙に掲載された。^(注27) この電子メールは、英国 ID カード制度導入にかかわるデヴィッド・フォード商務局 ID・国防担当部長とピーター・スミス ID 旅券局商務部長の間で、6月8日から9日の間に交わされたものである。メールの中では、ID カード制度の二重導入についての懐疑的見解と、ID 旅券局が ID カード制度が廃止されたときに備えた契約方針を策定していることが明かされてい

る。

内務省はこの暴露を受け、7月11日、ID カード制度導入を断念したわけではないとの声明を発表すると同時に、必要な業者入札が年末まで延期されること、ID カード導入の時間表を見直し^(注28)の対象とすることを発表した。この見直しにより、ID カード制度の導入が漸進的なものとなり、また ID カードに登載する生体認証情報は最低限のものに限られることになると、コンピュータ・ウィークリー誌は報じている。^(注29) また同誌は、この結果2008年導入開始は困難となるが、IT 業界はむしろ時間がかかっても受注される事業の枠組が明確化されることを歓迎していると報じている。^(注30)

注

*インターネット情報はすべて2006年8月31日現在である。

- (1) 岡久慶「2006年 ID カード法－国民情報の総合管理」『外国の立法』229号、2006.8、pp.158-163。を参照。
- (2) 2006年 ID カード法（施行第一号）命令 (The Identity Cards Act 2006 [Commencement No.1] Order 2006) に依拠して、2006年6月7日に施行された。
<<http://www.opsi.gov.uk/si/si2006/20061439.htm>>
- (3) 岡久慶「国家 ID カード制度に向けた動き」『外国の立法』221号、2004.7、pp.150-160。を参照。
<<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/legis/221/022107.pdf>>
- (4) London School of Economics and Political Science, *The Identity Project: an Assessment of the UK Identity Cards Bill and its implications*, Jun. 2005, 303p.
<<http://is.lse.ac.uk/idcard/identityreport.pdf>>
- (5) BBC News, *ID cards 'wouldn't stop attacks'*, Jul. 8, 2005.
<http://news.bbc.co.uk/2/hi/uk_news/politics/4663155.stm>

- (6) 2005年9月1日、自爆テロ犯の主犯格モハマド・シディック・カーンが、生前撮影したとみられるビデオ映像をアルジャジーラが放映した。内容の全文が、次のBBC ウェブサイトに掲載されている。
BBC News, *London bomber: Text in full*, Sep. 1, 2005.
<<http://news.bbc.co.uk/1/hi/uk/4206800.stm>>
- (7) 法案の段階では、新たな制定法を定めることなくIDカード保有を義務化することが可能であり、この義務を怠った者には2500ポンドの民事制裁金を科する規定が定められていた。
この措置について、当時のデヴィッド・ブランケット内相は、2004年5月4日の内務特別委員会において、罰則を民事制裁金とすることで、これを支払わない者が投獄されることはあるにしても、直接的にIDカードの登録を拒否して罰せられる「殉教者」を作り出さなくてすむと説明している。
House of Commons Home Affairs Committee, *Identity Cards, Fourth Report of Session 2003-04 Volume II (HC130-II)*, Jul. 2004.
<<http://www.publications.parliament.uk/pa/cm200304/cmselect/cmhaff/130/13002.htm#evidence>>
- (8) BBC News, *Ex-MI5 chief sparks ID card row*, Nov. 17, 2005.
<http://news.bbc.co.uk/2/hi/uk_news/politics/4444512.stm>
- (9) Andy McCue, *National ID card scheme 'will cost £18bn'*, May 31, 2005.
<<http://management.silicon.com/government/0,39024677,39130835,00.htm>>
- (10) *Op. cit.* (2).
- (11) BBC News, *Blair defends identity card plan*, May 25, 2005.
<http://news.bbc.co.uk/2/hi/uk_news/politics/4577087.stm>
- (12) BBC News, *ID theft 'costs UK £1.7bn a year'*, Feb. 2, 2006.
<http://news.bbc.co.uk/2/hi/uk_news/politics/4672622.stm>
- (13) Andy McCue, *Government ID fraud claims - are they all they seem?*, Feb. 2, 2006.
<<http://www.silicon.com/research/specialreports/idcards/0,3800010140,39156140,00.htm>>
- (14) 現在の技術では障害者に対する誤認率が高いが、これらの数字には、その数字は含まれていない。資料は次のものに依拠する。
UK Passport Service, *Biometrics Enrolment Trial Report*, May 2005, 299p.
<http://www.homeoffice.gov.uk/docs4/UKPS_Biometrics_Enrolment_Trial_Report.pdf>
- (15) 情報管理官 (Information Commissioner) は、1998年データ保護法 (Data Protection Act 1998 (c.29)) 及び2000年情報自由化法 (Freedom of Information Act 2000 (c.36)) に基き、個人情報の保護、情報の開示等を擁護する独立職であり、議会に対して直接報告する。
- (16) *Information Commissioner publishes concerns on identity cards*, Jul. 4, 2004.
<<http://www.ico.gov.uk/upload/documents/pressreleases/2004/ico%20publishes%20concerns%20on%20identity%20cards%20-%2030.07.04.doc>>
- (17) 附則第1第9条以外の情報であれば、警察、歳入・関税局その他の公共機関に対して、対象となる個人の同意なく提供することができる。
- (18) Richard Ford, "Beware rise of Big Brother state, warns data watchdog", *The Times*, Aug. 16, 2004.
<http://www.timesonline.co.uk/article/0,2-1218615_1,00.html>
- (19) 一般に Universal Child Database と呼称される。2004年児童法 (Child Act 2004 (c.31)) に基き、設置が予定されているデータベース。児童虐待、育児放棄等の問題に対応することを目的とし、国内1100万人の児童 (18歳未満の者) すべての氏名、医療、親権者、危惧すべき問題等の情報を記録する。16歳以上の者が対象となる NIR を補完するとの指摘もある。

- (20) Citizen Information Project. 統計局 (Office for National Statistics) による人口登録簿作成の試みという。政府各機関が有する、市民への連絡に必要な情報 (住所、電話番号) を統合することを目的としている。
- (21) No to ID にかけた団体名である。NO2ID のウェブサイトは次のとおり。
<<http://www.no2id.net/index.php>>
- (22) Amelia Gentleman, “ID cards may cut queues but learn lessons of history, warn Europeans”, *Guardian*, Nov. 15, 2003.
<<http://www.guardian.co.uk/eu/story/0,,1085786,00.html>>
- (23) Racial Equality Commission. 1976年人種関係法 (Race Relations Act 1976 (c.74)) に基いて、1976年に設置された内務省が管轄する平等推進機関。1976年法に基づき、肌の色、人種、国籍、民族又は出身国を理由とした差別の問題を担当する。年間約1万1000件の法律に関する問い合わせを受理し、2002年度には1300件のケースワーク支援を提供し、155件の審判所又は裁判所における訴訟支援を行った。2003年度の予算は1985万2000ポンド (約41億8800万円)。その他の平等推進機関と統合され、平等・人権委員会に再編される予定。
- (24) Commission for Racial Equality, Identity Cards Bill: *CRE Briefing House of Commons Committee Stage*, Jan. 20, 2005.
<http://www.cre.gov.uk/downloads/id_cards.doc>
- (25) Police Federation. 警視 (superintendent) より下の階級に属する警察官により構成され、13万6000人が所属している。1919年警察法 (Police Act 1919 (c.16)) によって、労働組合に所属できない警察官の代表組織として設置された。
- (26) Sally Priestley, *Minister in race to push through ID cards*, ePolitix.com, Apr. 18, 2006.
<<http://www.epolitix.com/EN/News/200604/95ab17fe-13b2-4704-8612-1ffc6688feb7.htm>>
- (27) “Emails from Whitehall officials in charge of ID cards”, *The Sunday Times*, Jul. 9, 2006
<<http://www.timesonline.co.uk/article/0,,2087-2261631,00.html>>
- (28) Alan Travis, “ID card scheme in crisis as introduction is delayed”, *Guardian*, Jul. 12, 2006.
- (29) Bill Goodwin, “Reid puts the brake on ID card contracts”, *Computer Weekly*, Jul. 11, 2006.
<<http://www.computerweekly.com/Articles/2006/07/11/216887/Reid+puts+the+brake+on+ID+card+contracts.htm>>
- (30) Bill Goodwin, “Delay in ID cards scheme presents chance to avert disaster, say experts”, *Computer Weekly*, Jul. 18, 2006.
<<http://www.computerweekly.com/Articles/2006/07/18/216984/Delay+in+ID+cards+scheme+presents+chance+to+avert+disaster%2c+say.htm>>

(おかひさ けい・海外立法情報課)

2006年 ID カード法 (2006年法律15号)

Identity Cards Act 2006
Chapter 15

岡久 慶訳

【目次】

登録

- 第1条 英国 ID 登録簿
- 第2条 登録簿に登録された個人
- 第3条 登録簿に登録された情報
- 第4条 登録等の目的のための書類の指定
- 第5条 登録簿の登録に関連した申請

ID カード

- 第6条 ID カードの発行等
- 第7条 強制登録をした者のための ID カードの更新
- 第8条 指定書類を発行する者の職務

登録簿の正確性の維持等

- 第9条 登録簿を確認するため情報提供を要請する権限
- 第10条 登録簿の正確性に影響する変更の通知
- 第11条 ID カードの無効及び返納

証明目的等のための登録簿からの情報提供

- 第12条 証明目的又はその他同意を得た上での情報の利用

必要とされる身元の確認

- 第13条 身元の確認を公共サービスの条件とする権限
- 第14条 第13条に基づく規則の手続
- 第15条 登録簿による身元確認を定める権限
- 第16条 ID カードの提出を要請することの禁止

登録された情報のその他の許可された利用

- 第17条 公共機関等
- 第18条 犯罪の防止及び探知
- 第19条 不正確かつ不完全な情報の是正
- 第20条 その他の状況において情報の提供を認める

権限

- 第21条 個人の同意なく情報を利用するための規則

法律運用の監視

- 第22条 英国 ID 制度管理官の任命
- 第23条 管理官による報告
- 第24条 情報機関管理官と審判所の管轄

犯罪

- 第25条 不正な ID 書類の所有等
- 第26条 第25条の目的のための ID 書類
- 第27条 認められていない情報開示
- 第28条 不正な情報の提供
- 第29条 登録簿の不法な改竄等
- 第30条 犯罪に関する改正

民事制裁金

- 第31条 民事制裁金の賦課
- 第32条 民事制裁金に対する異議申立て
- 第33条 民事制裁金に対する上訴
- 第34条 民事制裁金に関する実務要綱

手数料と課金

- 第35条 法律に基づく職務遂行に支払う料金
- 第36条 1980年領事事務に係る手数料法の改正
- 第37条 ID カード制度の予想される経費に関する議会への報告

旅券に関する規定

- 第38条 旅券の申請等にあたって提供された情報の確認
- 第39条 旅券に関する法律の改正

補足的規定

- 第40条 命令及び規則
- 第41条 主務大臣の支出
- 第42条 一般的解釈

第43条 スコットランド

第44条 略称、廃止する規定、施行、一時的規定及び適用範囲

附則第1 「登録簿に登録することのできる情報」

附則第2 「廃止」

登録

第1条 英国ID登録簿

- (1) 主務大臣は、個人の登録簿（以下「英国ID登録簿」という。）を設置し、これを維持することを義務づけられる。
- (2) 登録簿を設置し、維持する目的は、制定法上の目的に限られるものとする。
- (3) 制定法上の目的とは、連合王国内の個人について、登録可能な事実の安全かつ信頼性の高い記録の維持によって、次のことを促進することをいう。
 - (a) これらの個人が、自身に関する登録可能な事実を、合理的に当該情報の証明を要請する他者に証明するための、簡便な方法を定めること。
 - (b) これらの個人についての登録可能な事実を、公共の利益のため必要な時はいつでも確認し証明するための、安全かつ信頼性の高い方法を定めること。
- (4) 第3項(b)号の目的の上で、公共の利益のために必要であるとは、次に該当する場合をいい、かつその場合に限る。
 - (a) 国家安全保障の利益に適用。
 - (b) 犯罪の防止及び探知の目的を有する。
 - (c) 出入国管理の執行の目的を有する。
 - (d) 不法就労及び不法雇用の禁止の執行の目的を有する。
 - (e) 効率的かつ効果的な公共サービスの提供

を確保する目的を有する。

- (5) この法律において、「登録可能な事実 (registrable fact)」とは、個人に関する次のものをいう。
 - (a) 身元情報
 - (b) 連合王国内における主要な居住地の住所
 - (c) 連合王国内外におけるその他の居住地の住所
 - (d) 連合王国内外における旧居住地の住所
 - (e) 連合王国内外の異なる住所で居住していた期間
 - (f) 現在の在留資格
 - (g) 以前の在留資格
 - (h) 身元確認目的で割り振られた番号及びそれに関連した書類
 - (i) 登録簿に登録された当該の個人の情報が、他者に提供された時期についての情報
 - (j) 当該の個人自身の申請によって、登録簿に登録された情報
- (6) 第5項(h)号に該当する登録可能な事実は、(1998年データ保護法 [Data Protection Act 1998 (c.29)] の意味において) 繊細な個人情報及び開示がそのような情報を明らかにするものを含まない。^(注1)
- (7) この条において、個人の身元情報というときは、次の各号に掲げることをいう。
 - (a) 当該の個人の氏名
 - (b) 当該の個人が現在使っている、又はかつて使っていた名前
 - (c) 当該の個人の性別
 - (d) 当該の個人の生年月日及び出生地、並びにもし既に死亡している場合は没年月日
 - (e) 当該の個人の身元確認に利用できる身体の外見的特徴
- (8) この条において「在留資格」とは、個人に関して、次のものを意味する。
 - (a) 当該の個人の国籍
 - (b) 当該の個人が連合王国に在留する資格

- (c) 資格が連合王国への入国及び在留の許可から派生する場合、当該許可の期間及び条件

第2条 登録簿に登録された個人

- (1) 次のいずれにも該当する個人一人ひとりに関して、登録しなければならない。
 - (a) 登録簿に登録される資格を有すること。
 - (b) 登録簿への登録を申請していること。
- (2) 登録簿に登録される資格を有する個人とは、次のいずれにも該当する者をいう。
 - (a) 16歳の年齢に達し、第3項に基づき登録の資格から除外されることなく、かつ連合王国内の場所に居住する者
 - (b) 連合王国内に居住している者又は連合王国に、入国をしようとしている者であるという規定に該当する一人ひとりの者
- (3) 主務大臣が定める規則は、次の場合、連合王国内に居住する個人を、登録の資格から除外することを定めることができる。
 - (a) 当該の個人が、取得した日から起算して、規定された期間内に効力を失う在留資格の行使によって、連合王国に居住しているとき。
 - (b) 当該の個人が規定に該当し、かつ連合王国における居住期間が未だ規定された期間に達していないとき。
 - (c) 当該の個人が、在留資格を持たないにもかかわらず、連合王国内に居住しているとき。
- (4) (当該の個人が登録の申請をしたか否か、又は登録の資格を有するか否かを問わない) 次の各号のいずれにも該当する場合、登録簿に個人に関する登録を行うことができる。
 - (a) その他、登録簿の登録として記録することのできる情報があること。
 - (b) 前掲の情報を登録簿に登録することが、制定法上の目的に合致すると主務大臣が判

断していること。

- (5) 個人について記録されたすべての情報からなる登録簿の登録には、当該の者の英国 ID 登録番号 (National Identity Registration Number) として周知される固有の番号が付与される。この番号は規定された要件に従わなければならない。
- (6) 主務大臣は命令によって、一時的に第2項(a)号に指定された年齢を修正することができる。
- (7) 主務大臣は草案が議会各院に提出され、各院の決議によって承認されない限り、第6項により定める権限を与えられた規定 (他の規定と共に可否にかかわらず) を含む命令は、定めてはならない。

第3条 登録簿に記録された情報

- (1) 情報は、登録簿に登録することが制定法上の目的に合致しているときに限り、合致している間に限り、次のように扱うことができる。
 - (a) 登録簿に登録すること。
 - (b) 登録した後、記録された状態を保つこと。
- (2) 次に該当しない情報は、登録簿に登録することができない。
 - (a) 個人の登録への記入が、附則第1によって認められた情報
 - (b) 登録簿の管理に関連して利用される、技術的な性質を持つ情報
 - (c) ID カードの発行及び取消しを目的とした、取決めの管理に関連して利用される、技術的な性質を持つ情報
 - (d) 第3項に則り登録簿に記録されなければならない情報
- (3) 個人についての情報は、次のいずれにも該当する場合、(附則第1に認められているか否かにかかわらず) これらの個人の登録に記録しなければならない。
 - (a) これらの個人が、自身の登録の一部とし

て、情報を記録する依頼を主務大臣に行ったとき。

- (b) これらの情報が、前掲の依頼の対象とすることのできるものであると、主務大臣の定めた規則によって規定されたものであるとき。
- (c) 主務大臣が、申請者の要請に則り、これらの情報を記録することを実行可能かつ適切であると判断したとき。
- (4) 登録簿における個人の登録は、これに含まれるこれらの個人の情報が本人の同意なく提供された時期に関して、附則第1第9条に該当する情報を含まなければならない。
- (5) 次の場合、この法律の目的のために、指示が関連する情報が正確かつ完全なものであるとの決定的な推論がなければならない。
 - (a) 主務大臣と個人が、登録簿におけるこれらの個人の登録に記録すべきことに関して、同意したとき。
 - (b) 主務大臣が、これらの個人に関して記録すべきことを、同意によって決定するとする指示を下し、これを取消していないとき。
- (6) 主務大臣は命令によって、附則第1によって一時的に定められた情報を修正することができる。
- (7) 主務大臣は草案が議会各院に提出され、各院の決議によって承認されない限り、登録簿に記録することのできる情報を追加するための規定(他の規定と共に可否にかかわらず)を含む命令は、定めてはならない。
- (8) 次に該当する命令を含む委任立法は、議会のいずれかの院の決議に従って無効とされる。
 - (a) 主務大臣がこの条によって定める権限を付与された規定を含んでいるもの。
 - (b) 草案が議会に提出され、各院の決議による承認を得ることが必要な命令ではないもの。

第4条 登録等の目的のための書類の指定

- (1) 主務大臣は命令によって、この法律の目的のために書類の種類を、指定することができる。
- (2) この法律の目的のために、書類の種類を指定する命令の対象となる唯一の書類は、制定法により若しくは制定法の下であるか又はその他の方法によるかを問わず、第3項で言及された者が発行することを認められ、又は要請される書類に限られる。
- (3) この項に該当する者とは次のものをいう。
 - (a) 閣内相
 - (b) 政府省庁
 - (c) 北アイルランド自治政府の省庁
 - (d) ウェールズ国民議会
 - (e) 制定法によってか、またはそれに基づいて付与された、国王のために遂行すべき職務を遂行する者
- (4) 主務大臣は草案が議会各院に提出され、各院の決議によって承認されない限り、この条に基づいて定められた規定(他の規定と共に可否にかかわらず)を含む命令は、定めてはならない。

第5条 登録簿の登録に関連した申請

- (1) 個人による登録簿への登録の申請は、次のいずれの方法によっても行うことができる。
 - (a) 規定された態様により、指定書類の申請に含まれること。
 - (b) 規定された態様により、主務大臣に直接提出されること。
- (2) 指定書類発行の申請が個人によって行われた場合、これらの申請は次のいずれかのことを行わなければならない。
 - (a) これらの個人による、登録簿への登録の申請を含んでいること。
 - (b) これらの個人が既に登録簿に登録されていることを言明し、登録の内容を確認する

こと。

- (c) これらの個人が既に登録簿に登録されていることを言明し、申請によって通知された変更に従って、登録の内容を確認すること。
- (3) 個人が次の申請を行う場合、申請には規定された情報を添付させなければならない。
 - (a) 登録簿に登録されるための申請
 - (b) この法律の目的のために、これらの個人の登録の内容を(変更の有無にかかわらず)確認する申請
- (4) 個人が第3項(a)号又は(b)号に該当する申請を行った場合、主務大臣は次の目的のために適合すると考えるところに従い、これらの個人に第5項で指定されたことのうち1又は複数のことを行うよう要請することができる。
 - (a) 申請の結果として登録簿に登録される、これらの個人の情報を検証すること。
 - (b) その他、登録簿にこれらの個人についての登録が、完全、最新かつ正確なものであることを保証すること。
- (5) 第4項に基づいて、個人が行うことを要請されることとは、次のことをいう。
 - (a) 同意した場所に、同意した時間に赴くか、(同意がない場合には)指定された場所に、指定された時間に赴くこと。
 - (b) その者の指紋及びその他の生体認証情報の採取及び記録をさせること。
 - (c) その者の写真を撮影させること。
 - (d) その他、主務大臣に要請される情報を提供すること。
- (6) この条に基づく規則は、制定法上の目的のために、主務大臣によって要請された情報でない限り、個人に他の者へ情報を提供することを要請してはならない。

ID カード

第6条 ID カードの発行等

- (1) この法律の目的の上で、ID カードとは、次の各号に該当するカードをいう。
 - (a) 主務大臣により、又は指定書類の一部若しくはそれに添付して個人に発行されていること。
 - (b) その個人に関して、第2項で指定されたいずれのことをも行うこと。
- (2) この項に該当することとは次のことをいう。
 - (a) その個人について、登録簿の登録の一部として既に記録された、登録可能な事実を記録していること。
 - (b) カードを使うことで、登録簿における個人の登録における規定された部分に記録された情報の申請を促進するため、又はその他情報提供を受ける資格を有する個人にこれらの情報を提供することを促進すること。
- (3) 個人に発行されたID カードには、次の各号の規定に従う。
 - (a) 規定された情報に限って、記録しなければならない。
 - (b) 前掲の情報の規定された部分を、暗号化して記録しなければならない。
 - (c) 規定された期間内においてのみ有効とする。
 - (d) そのカードを発行した者の財産であり続ける。
- (4) 規定された事例を除き、次のいずれにも該当する限り、ID カードは個人に発行されなければならない。ただしこの項は、第7項(a)号から(c)号に該当する申請に基いて発行された指定書類の一部としてか、それと共に個人に発行されることを要請するものではない。
 - (a) その者が登録簿に登録される資格を有しているか、強制登録の対象であること。
 - (b) その者が、規定された登録可能な事実を

登録簿に記録されている本人であること。

- (5) 規定された事例においては、次に該当する個人に対して、ID カードを発行することができる。
 - (a) ID カードを発行されることを要請されていないこと。
 - (b) 前号の規定にもかかわらず、その者に関して規定の登録可能な事実が登録簿に記録されている本人であること。
- (6) 個人に関する ID カードは、個人による、次のいずれかに該当する申請に基づくものでない限り、発行されない。
 - (a) 登録簿への登録の申請に伴うものであること。
 - (b) 規定された態様によって、(変更の有無にかかわらず) その個人に関する登録簿の登録の内容を確認していること。
- (7) 前から ID カード保有者でない個人が指定書類の発行を求める申請を行うとき、その者の申請は次のいずれにも該当する場合を除き、規定された態様によって、カード発行を求める申請を含んでいなければならない。
 - (a) 2010年1月1日より前に申請が行われていること。
 - (b) 申請された指定書類が(1971年移民法 [Immigration Act 1971 (c.77)] におけるものと同じ意味において) 連合王国の旅券であること。
 - (c) 書類発行を求める申請が、カード発行を望まないとするこれらの個人の声明を含んでいること。
- (8) その他の ID カード発行の申請には次のことが適用され、かつ(b)号の目的のための規則は、申請が指定書類発行のために指定書類担当官庁に行われた場合においても、当該の官庁に ID カード発行を申請することを認めることができる。
 - (a) 規定された態様に限って行うことができ

る。

- (b) 主務大臣に対してか、規定された事例においては、指定書類担当官庁に対して行うことができる。
- (c) 規定された情報が付随していなければならない。
- (9) 主務大臣は、規則の草案が議会各院に提出され、各院の決議によって承認されていない限り、(他の規定と共にか否かにかかわらず) 次のことを規定することを含む規則を定めることはできない。
 - (a) ID カード内又はカード上に記録される情報
 - (b) 当該のカード内又はカード上に情報を記録する形式
 - (c) 第4項(b)号の目的の上で関連のある登録可能な事実

第7条 強制登録をした者のための ID カードの更新

- (1) この条は、個人に次のいずれの規定にも該当する場合、適用される。
 - (a) 強制登録の対象であること。
 - (b) 登録簿に登録されていること。
- (2) 次のいずれかが該当する個人は ID カードを規定された期間内に申請しなければならない。
 - (a) 有効なカードを保有しているが、そのカードは規定された期間内に失効することとなっている。
 - (b) 有効なカードを保有していない。
- (3) この条に従って、個人が ID カードを申請する場合、主務大臣は次の目的のために適切と考える第4項に掲げることの内一若しくは複数のことをその者に行うように要請することができる。
 - (a) 申請の目的のために提供された情報を検証すること。

- (b) その他、登録簿におけるこれらの個人の登録を、完全、最新かつ正確なものであることを保証すること。
- (4) 第3項に基づいて、個人が行うことを要請されてることとは、次に掲げることを行う。
 - (a) 同意した場所に、同意した時間に赴くか、（同意がない場合には）指定された場所に、指定された時間に赴くこと。
 - (b) これらの個人の指紋及びその他のその個人自身の生体認証情報の採取及び記録をさせること。
 - (c) その者自身の写真を撮影させること。
 - (d) その他、主務大臣に要請される情報を提供すること。
- (5) 次のいずれかのことに違反した個人は、1000ポンド以下の民事制裁金を科する。
 - (a) 第2項によって課された要件
 - (b) 第3項に基づいて課された要件

第8条 指定書類を発行する者の職務

- (1) 指定書類担当官庁は、次のいずれの号にも該当する場合に限り、個人に対し指定書類を発行することができる。
 - (a) 当該の個人が、指定書類の発行の申請に関して、この法律により、又はそれに基づく要件に従ったと判断していること。
 - (b) 主務大臣が、登録簿に登録を設けるか、当該の登録の内容を（変更の有無にかかわらず）確認する申請の相当部分を考慮し、処理したと判断していること。
 - (c) これらの個人が、有効なIDカードを保有しているか否かが確認されていること。
- (2) 個人に対して指定書類を発行する指定書類担当官庁は、次に該当する場合、当該の書類と共に、規定された要件を満たすIDカードを必ず発行しなければならない。
 - (a) これらの個人が以前から有効なIDカードを保有していないこと。

- (b) 指定書類が、第6条第7項(a)号から(c)号までの規定に該当しない場合において申請に基づいて発行されていること。
- (3) 主務大臣が定める規則は、指定書類担当官庁が次の各号に該当する申請すべての取扱い方を規制する要件を課することができる。
 - (a) 当該の官庁に行われた、登録簿への登録を求める申請
 - (b) 当該の官庁に行われた、（指定書類の申請の一部として行われたものか否かを問わない）IDカードの発行を求める申請
 - (c) 当該の官庁に行われた、登録の内容を（変更の有無にかかわらず）確認する申請
- (4) 主務大臣が定める規則は、IDカードと共に発行された指定書類が次のいずれかの号に該当する場合、指定書類担当官庁に対して主務大臣に通知するように要請することもできる。
 - (a) 修正され、停止され、又は廃止された場合
 - (b) 返納を要請される場合
- (5) 主務大臣は草案が議会各院に提出され、各院の決議によって承認されない限り、第2項の目的のための要件の規定（他の規定と共に）を含む命令は、定めてはならない。

登録簿の正確性の維持等

第9条 登録簿を確認するため情報提供を要請する権限

- (1) この条に基づいて要件を課することのできる者が、次のいずれかを確認するために利用することのできる情報を有していると、主務大臣に思われた場合、主務大臣はこれらの者に情報提供を要請することができる。
 - (a) 個人について、登録簿に記録されたもの。
 - (b) 主務大臣又は指定書類担当官庁に対して、

登録簿の登録に記録する目的のために情報提供されたもの。

- (c) その他主務大臣が、登録簿に個人について記録する目的のために利用可能なもの。
- (2) この条に基づいて要件を課することのできる者が、次のいずれかを確認するために利用することのできる情報を有していると指定書類担当官庁に思われる場合、指定書類担当官庁はこれらの者に情報提供を要請することができる。
- (a) 指定書類又は ID カードの発行又は変更を申請した個人について、登録簿に記録された。
- (b) 主務大臣又は指定書類担当官庁に対して、登録簿の登録に記録する目的のために情報提供された。
- (3) 指定された期間内に要件に従うことは、次に該当する者の義務とする。
- (a) この条に基づいて情報を提供することを要請されていること。
- (b) その情報を有していること。
- (4) 要件は、この条に基づき、この条の目的のために指定された者に対し、主務大臣によって定められた命令によって課することができる。
- (5) 前項に規定された命令によって指定される者は、次の者を含む。
- (a) 閣内相
- (b) 政府の省庁
- (c) 北アイルランド自治政府の省庁
- (d) ウェールズ国民議会
- (e) その他、制定法により、又はそれに基づいて付与された、国王のために遂行する職務を遂行する者
- (6) この条に基づいて、要件を課する対象となる個人を指定する命令を定める主務大臣の権限は、以下のいずれの号に該当することを定める権限を含む。

- (a) 提供を求められている情報を提供する義務がその要求を課しているものに対して負うべきものであること。

- (b) 前号に規定された義務は、次に掲げる民事手続によって強制執行することができる。

- (i) 差止命令請求手続

- (ii) 1988年民事上級裁判所法 (Court of Session Act 1988 (c.36)) 第45条に基づく、法的義務の特定履行請求手続^(注2)

- (iii) その他請求手続 (remedy or relief)

- (7) 主務大臣は適当であると考えた事例（あれば）において、この条に則り、情報提供に関して情報提供者に支払いを行うことができる。

- (8) 主務大臣は草案が議会各院に提出され、各院の決議によって承認されない限り、この条に基づいて定めることを認められた規定（他の規定と共に可否にかかわらず）を含む命令は、定めてはならない。

第10条 登録簿の正確性に影響する変更の通知

- (1) ID カードを発行された個人は、主務大臣に次のことについて通知しなければならない。

- (a) その者に関して登録簿に記録された情報に影響する状況について規定されたあらゆる変化

- (b) その者が気づいた情報のあらゆる誤り

- (2) この条の目的のための通知は、次のいずれの号にも従わなければならない。

- (a) 規定された態様によること。

- (b) 状況が発生し、又は当該の個人が誤りに気づいてから、規定された期間内であること。

- (3) 個人がこの条の目的のために通知を行ったとき、主務大臣は次の目的のために適切と考える第4項に掲げることの内一若しくは複数のことをその者に行うように要請することができる。

- (a) 通知された変更の結果として、又は誤り

を正す目的のために、これらの個人について登録簿に登録されうる情報を検証すること。

(b) その他、登録簿におけるこれらの個人の登録を、完全、最新かつ正確なものであることを保証すること。

(4) 第3項に基づいて個人が要請されることとは、次に掲げることとする。

(a) 同意した場所に、同意した時間に赴き、又は（同意がない場合には）指定された場所に、指定された時間に赴くこと。

(b) その者の指紋及びその他のその者自身の生体認証情報の採取及び記録をさせること。

(c) その者自身の写真を撮影させること。

(d) その他、主務大臣に要請される情報を提供すること。

(5) この条に基づく規則は、制定法上の目的のために、主務大臣によって要請された情報でない限り、個人に他の者へ情報を提供することを要請することができない。

(6) 主務大臣は草案が議会各院に提出され、各院の決議によって承認されない限り、この条に基づいて定めることを認められた規定（他の規定と共に可否かにかかわらず）を含む命令は、定めてはならない。

(7) この条により、又は基いて課せられた要件に違反した個人には、1000ポンド以下の民事制裁金を科する。

第11条 ID カードの無効及び返納

(1) 規則は、IDカードが発行された者に対して、カードが次のいずれかの状態にあり、又はその疑いがある場合、主務大臣及びその他規定された者に通知することを要請することができる。

(a) 紛失

(b) 盗難

(c) 破損

(d) 改竄

(e) 破壊

(2) 主務大臣は次のように思われる場合、IDカードを取り消すことができる。

(a) カードが不正確又は不完全な情報に依拠して発行されたこと。

(b) カードが紛失、盗難、破損、改竄又は破壊されていること。

(c) 登録簿におけるカード保有者の登録に記録された情報に修正があること。

(d) その他状況の変化により、カード内の又はカードに関する情報を修正する必要があること。

(e) 主務大臣が再発行すべきであると決定した種類のカードに該当するIDカードであること。

(3) 次に該当するIDカードの保有者は、それが分かっている場合、実行可能な限り速やかに、カードを返納しなければならない。

(a) 発行された個人の合法的な権限のないこと。

(b) 主務大臣の許可がないこと。

(4) ある個人の所有するIDカードが次の条件に該当すると思われるとき、主務大臣はその者に対し指定した期間内にカードを返納するように要請することができる。

(a) 他の者に発行されたIDカードであること。

(b) 満期を迎え、取り消され、又はその他無効のIDカードであること。

(c) 取り消されてはいないが、主務大臣が再発行すべきであると決定した種類のカードに該当するIDカードであること。

(d) 関連する要件に違反した結果、これらの者が保有することとなったIDカードであること。

(5) 第3項及び第4項に従ってIDカードを引き渡すときは、次の者に返納されなければな

らない。

- (a) 主務大臣
- (b) 指定書類担当官庁により発行されたカードの場合は、主務大臣又は当該の官庁
- (6) 次の各号に掲げる規定のいずれかに課された要件に違反した者には、1000ポンド以下の民事制裁金を科する。
 - (a) 第1項に基づく規則
 - (b) 第3項又は第4項
- (7) この条においては、次の規定に従う。
 - (a) カードが破損したことへの言及は、カード内又はカード上のものが読めない、若しくは読めなくなったこと、又はその他利用できなくなったことへの言及を含む。
 - (b) カードが改竄されたことに関する言及は、カード内又はカード上の情報が違法な目的のために修正されたこと、若しくは複製されたこと、又はその他同様の目的のために引き出されたことへの言及を含む。
- (8) この条において「関連する要件」とは、次の各号のいずれかにより課された、主務大臣若しくはその他の者にIDカードを返納又はその他届ける要件をいう。
 - (a) 第39条に基づく命令の効力
 - (b) その他書類を返納することに関連した制
定法

証明目的等のための登録簿からの情報提供

第12条 証明目的又はその他同意を得た上での情報の利用

- (1) 主務大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合、ある者に対して、登録簿における個人の登録に記録された情報を提供することができる。
 - (a) その者に対して情報を提供する申請が、その個人により行われ、又はその権限を得

ていること。

- (b) これらの個人がその他のかたちで、これらの者への情報提供に同意していること。
- (2) この条に基づいてこれらの者に提供することのできる個人についての唯一の情報は、以下の各号に掲げるものをいう。
 - (a) 附則第1の第1条、第3条又は第4条に該当する情報（氏名、出生日及び出生地、性別、住所、滞在資格、識別番号及び識別文書の有効性）
 - (b) 登録簿に記録された個人のあらゆる写真に含まれる情報
 - (c) 前号の記録された個人の署名についての情報
 - (d) 個人に発行されたIDカードが有効であるか否か、及び有効でないときの理由についての情報
 - (e) 第3条第3項によって、個人の要請により登録簿に記録された情報
 - (f) 個人についての情報の申請を目的として、附則第1第8条によって、記録された質問事項
 - (g) 主務大臣に提出された第3項に該当する情報が、登録簿におけるその個人の登録に記録された当該情報と一致することの確認の許諾又は拒絶に限定する情報
 - (h) 登録簿におけるこれらの個人の登録がこの項に該当する特に定められた情報を含むことの確認の許諾又は拒絶に限定する情報
- (3) この項に該当する情報とは、次のものをいう。
 - (a) 指紋に含まれる情報
 - (b) その他の生体認識情報
 - (c) これらの個人についての情報の申請を目的として使われる番号
 - (d) 利用されるパスワード又は暗号
 - (e) 質問に対して利用される回答
- (4) 主務大臣は次のことを行うことができる。

- (a) 命令によって、第2項及び第3項を改正すること。
- (b) 規則によって、この条に基づき提供することのできる情報について、この条に含まれたものに加えて制約を課すること。
- (5) 命令によって第2項及び第3項を修正することのできる権限は、次のものを含まない。
 - (a) 第2項を省略する権限
 - (b) 附則第1第9条に該当する情報を、第2項又は第3項いずれかに追加する権限
- (6) 主務大臣はまた、規則によって次の各号に掲げることについての規定を定めることができる。
 - (a) 第1項の目的のための権限又は同意を与える方法
 - (b) 第1項の目的のための申請を行うことができる者及び状況
 - (c) 前掲の申請を行う方法
- (7) 主務大臣は、規則によって、この条に基づく情報提供の条件として、次の条件を課することができる。
 - (a) 情報提供を受ける者が、自身に関して規定された詳細を、主務大臣に登録していること。
 - (b) これらの者及び情報提供を申請している者が、(両者が別人である場合)主務大臣によって、規定された態様で一時的に承認されていること。
 - (c) 申請を目的として使われる装置及び情報の受取り及び保存に使われる装置が、規則中に指定され、又は規則に基いて決定された者により、規定された態様で一時的に承認されていること。
- (8) この条に基いて個人の情報を他の者に提供することのできる主務大臣の権限は、情報の提供が他の者に関連して、第7項(a)号及び(b)号によって課された条件を満たした場合に限って行使することができる。

- (9) 主務大臣は草案が議会各院に提出され、各院の決議によって承認されない限り、第4項(a)号によって定めることを認められた規定(他の規定と共にか否かにかかわらず)を含む命令は、定めてはならない。
- (10) この条により又はこの条に基づいて個人に提供することのできる情報について課された制約は、この法律以外における、個人の登録簿の登録の内容についての情報をこれらの個人が受け取る権利に影響しない。

必要とされる身元の確認

第13条 身元の確認を公共サービスの条件とする権限

- (1) 規則により、公共サービスを提供する者が、ある個人にサービスを提供するに当たって、当該の個人に次の各号に掲げるいずれかのものを提出することを条件とすることを許可し、又要請する規定を定めることができる。
 - (a) ID カード
 - (b) これらの者に関する記録可能な情報
 - (c) 前2号の双方
- (2) この条に基く規則は、サービスを受ける個人が強制登録に服すべき個人の条件を備えた者である場合を除き、次のいずれかのことに条件を課することを認め、又は要請することができない。
 - (a) 個人が制定法に基づき、又は則り、支払いを受ける資格
 - (b) 無償で提供されるべき公共サービスの提供
- (3) この条のいかなる規定も、個人が次のいずれものことを行うことを要請する規則を制定する権限を与えるものではない。
 - (a) ID カードを常時携帯すること。
 - (b) 前記のカードを、公共サービス提供の申

請又は申請した公共サービスの提供以外の目的のために提示すること。

第14条 第13条に基づく規則の手続

- (1) 第13条に基いて規則を定める権限は、次の各号に定める者により行使される
 - (a) ウェールズ公共サービスの提供に関しては、ウェールズ国民議会
 - (b) 北アイルランド公共サービスの提供に関しては、この目的のために、第一大臣及び副第一大臣の命令によって指名された北アイルランド自治政府の省庁
 - (c) (a)号又は(b)号に基づいて他の者が行使することのできない範囲内の者については主務大臣
- (2) 第1項においては、次の定めるところに従う。
 - (a) ウェール公共サービスへの言及は、その提供がウェールズ国民議会の職務に関連する範囲内で、ウェールズにおいて提供される公共サービスへの言及とする。
 - (b) 北アイルランド公共サービスへの言及は、その提供が（1998年北アイルランド法〔Northern Ireland Act 1998 (c.47)〕第4条第1項の意味において）移管事項^(注3)である範囲内で、北アイルランドにおいて提供される公共サービスへの言及とする。
- (3) 主務大臣又は北アイルランド自治政府の省庁は、規則が次に該当しない場合、第13条に与えられた権限によって定められた規定を含む規則を、（他の規定と共に可否にかかわらず）定めることはできない。
 - (a) 主務大臣が定める規則の場合、草案が議会各院に提出され、各院の決議によって承認されていること。
 - (b) 北アイルランド自治政府の省庁が定める規則の場合、草案が北アイルランド議会に提出され、各院の決議によって承認されて

いること。

- (4) 次の各号のいずれかの前に、規則の提案をする者は、規則によって影響を受ける可能性の高い公衆に第5項で言及する事項を周知させ、提案について協議するために適切と思われる措置を講じなければならない。
 - (a) 第13条に基づく規則の草案が、議会各院又は北アイルランド議会に提出されること。
 - (b) 同条に基づく規則が、ウェールズ国民議会に定められること。
- (5) 前項でいう事項とは、次のものをいう。
 - (a) 規則を定める理由
 - (b) この法律によるのとは別の形で与えられる権限に依拠することができない理由
- (6) 次に掲げる場合においては、第13条に基いてサービス提供に条件を課し、又はこれらの条件に関する規定を定めるための規定は、指定され、又は定められた者との協議の後に限り行使することができる。
 - (a) 公共サービス提供のための条件を課する権限が、この法律に含まれない制定法によって行使することができる場合
 - (b) 権限が制定法によって指定され又は指名された者と協議を行ったときに限って行使することができる場合

第15条 登録簿による身元確認を定める権限

- (1) 主務大臣は規則によって、次の各号のいずれかに該当する公共サービスを提供する者に、サービスの提供を申請した個人についての登録可能な事実を、確認し、又は検証することを目的として、必要とされる登録簿登載情報の提供を受ける権限を与える規定を定めることができる。
 - (a) 第13条に基いて関連した条件が課されている者
 - (b) その他の制定法により、若しくはそれらに基づき、IDカード若しくは登録可能な事

実の証拠又はその両方を提示する条件が課されている者

- (2) この条に基づく規則は、何人に対しても附則第1第9条に該当する情報を提供する権限を与えることはできない。
- (3) 主務大臣は規則によって、次の各号に掲げることに關する規定を定めることができる。
 - (a) この条に基く情報提供のための申請をおこなうために従わなければならない態様
 - (b) これらの申請を行うことができる者及び状況
 - (c) これらの申請に応じて提供することのできる情報及びその提供の態様
- (4) 主務大臣は、規則によって、次に掲げること、この条に基づく情報提供の条件とすることができる。
 - (a) 情報提供を受ける者が、主務大臣宛に、自分自身に關する規定された詳細を登録していること。
 - (b) これらの者及び情報の申請者（別人である場合）が、規定された態様により、主務大臣に一時的に認められていること。
 - (c) 申請を目的として使われる装置及び情報の受取り及び保存に使われる装置が、規則中に指定され、又は規則に基いて決定された者により、規定された態様で一時的に承認されていること。
- (5) この条に基き、ある個人に關する情報を別の者に提供する主務大臣の権限は、提供を受ける者に関して、第4項(a)号及び(b)号に基づいて課された条件が満たされている場合に限り行使することができる。
- (6) 主務大臣は草案が議会各院に提出され、各院の決議によって承認されない限り、この条に基づいて定めることを認められた規定（他の規定と共に可否にかかわらず）を含む命令は、定めてはならない。
- (7) この条に基く規則の草案が議会各院に提出

されるに先立ち、主務大臣は、次のことを確保するために必要と思われる措置を講じなければならない。

- (a) 連合王国の公衆が、規則を定めるための提案の理由を知らされていること。
- (b) その提案について公衆と協議すること。
- (8) この条において、「制定法 (enactment)」とはスコットランド議会の法律を構成する法規を含むものとする。

第16条 ID カードの提出を要請することの禁止

- (1) ある個人に關連して、何らかの行為を行うに際して、これらの個人が次に掲げることを行うことをその条件とすることを違法とする。
 - (a) これらの個人に關する登録に記録された情報を、これらの個人に対して提供するよう、第12条第1項に基づく申請を行うこと。
 - (b) 1998年データ保護法 (Data Protection Act 1998(c.29)) 第7条^(注4)によって付与された、これらの個人に關する登録に記録された情報を取得する権限を行使すること。
 - (c) これらの個人に關する登録に記録されたことについての情報を、ある者に対して提供すること。
- (2) 第3項に該当しない場合において、いかなる者も次のことをすることは違法とする。
 - (a) ある個人に關連して、何らかの行為を行うに際して、これらの個人が自身に關する登録に記録された情報を他の者に対して提供を保証するために、第12条第1項の目的の上で申請を行い、又は申請に対して権限又は同意を与えることを条件とすること。
 - (b) ある個人に關連して、何らかの行為を行うに際して、これらの個人がIDカードを提示することで身元を証明することを条件とすること。
 - (c) その他個人に対してカードを提示する要

件を課すること。

- (3) 個人に関連して、第2項中に言及された条件又は要件を課することができる場合とは、次の定めるところに従う。
 - (a) 第13条に基く規則に則り、又は若しくはその他の法規により、もしくはそれらに基づいて定められた規定に則り、その条件若しくは要件が課されたとき。
 - (b) 個人の身元を証明するために、代わりとなる合理的手段を用いることで、その他の条件又は要件を満たすことを許可する規定が定められているとき。
 - (c) 個人が、強制登録の対象として特に定められているとき。
- (4) 個人に関連して、又は個人に直接条件又は要件を課さないこととする、この条による個人の義務は、これらの個人に対して負うべき義務であり、次の各号のいずれかに掲げることを目的とした民事手続により、その個人が執行することができる。
 - (a) 履行命令又は差止命令
 - (b) その他救済又は賠償
- (5) この条において、「制定法 (enactment)」とは、スコットランド議会の法律を構成する法規を含むものとする。

登録された情報のその他の許可された利用

第17条 公共機関等

- (1) 主務大臣は、次の各号に掲げる場合、個人の同意なく、これらの個人に関する登録に記録された情報を、ある者に対して提供することができる。
 - (a) 情報の提供が、この条によって認められている場合
 - (b) 情報の提供に関して、第21条により又は同条に基づいて課された要件が遵守されて

いる場合

- (2) 情報の提供は、次の各号のいずれかに該当する者である場合には、この条により認められる。
 - (a) 情報部 (Security Service) の職務遂行に結びついた目的のための、情報部部長 (Director-General) への情報提供
 - (b) 秘密諜報部 (Secret Intelligence Service) の職務遂行の目的のための、秘密諜報部部長 (Chief) への情報提供
 - (c) 政府通信本部 (Government Communications Headquarters) の職務遂行の目的のための、政府通信本部部長 (Director) への情報提供
 - (d) 重大組織犯罪対策機構 (Serious Organised Crime Agency) の職務遂行の目的のための、重大組織犯罪対策機構の機構長 (Director General) への情報提供
- (3) 警察隊本部長 (chief officer of police) への附則第1第9条に該当しない情報の提供は、次の各号のいずれかに該当する場合、この条によって認められる。
 - (a) 国家安全保障の利益に適うこと。
 - (b) 犯罪の防止及び探知に関連する目的のためであること。
 - (c) その他、主務大臣が指定した目的のためであること。
- (4) 附則第1第9条に該当しない情報の提供は、次の各号のいずれかに該当するとき、情報が歳入・関税局委員 (Commissioners for Her Majesty's Revenue and Customs) に提供される場合に、この条によって認められる。
 - (a) 国家安全保障の利益に適うこと。
 - (b) 犯罪の防止及び探知に関連する目的のためであること。
 - (c) 委員が罰金を賦課する権限を有する行為の防止、探知及び捜査並びに罰金の賦課に関連する目的のためであること。

- (d) 委員の監督及び管理の下にあるあらゆること及び制定法に基き委員が義務を有するその他の事項に関連して、委員に提供された情報の確認を促進する目的のためであること。
- (e) 国民保険料又は国民保険番号に関連した、委員の職務に関連する目的のためであること。
- (f) その他、主務大臣が指定した目的のためであること。
- (5) 次の者への附則第1第9条に該当しない情報の提供は、担当の省庁又は省庁大臣の規定された職務の遂行に関連した目的のために、情報が次の各号いずれかに掲げる者に対して提供される場合には、この条によって認められる。
 - (a) 規定された政府省庁
 - (b) 規定された北アイルランド政府省庁
- (6) 指定書類担当官庁への情報の提供は、指定書類担当官庁の次の各号のいずれかに該当する権限若しくは責任の行使若しくは執行を目的として提供される場合には、この条によって認められる。
 - (a) この法律による権限又は責任
 - (b) 指定書類の発行又は修正に関わる、その他の権限又は責任
- (7) この条により、ある者への情報提供を認める命令又は規則を定めることのできる主務大臣の権限は、これらの者への情報提供が公共の利益のために必要である状況下における情報提供を認めることを目的とする場合に限り、行使することができる。
- (8) 主務大臣は草案が議会各院に提出され、各院の決議によって承認されない限り、(他の規定と共に否かにかかわらず) この条に基づいて定めることを認められ規定を含む命令又は規則を定めることはできない。
- (9) この条において、以下の規定に掲げる用語

の解釈は、当該規定の定めるところによる。

「警察隊本部長 (chief officer of police)」は次のものをいう

- (a) イングランド及びウェールズにおける警察管区において維持される警察隊の本部長
 - (b) 1967年警察 (スコットランド) 法 (Police (Scotland) Act 1967 (c.77)) に基づいて維持される警察隊 (police force) の本部長 (chief constable of police)
 - (c) 北アイルランド警察 (Police Service of Northern Ireland) の本部長 (Chief Constable)
 - (d) 国防省警察 (Defence Police) の本部長 (Chief Constable)
 - (e) 民間核施設保安隊 (Civil Nuclear Constabulary) の本部長 (Chief Constable)
 - (f) 運輸警察 (British Transport Police) の本部長 (Chief Constable)
 - (g) ジャージー州警察隊 (States of Jersey Police Force) の本部長 (chief officer)
 - (h) ガーンジー島の有給警察隊 (salaried police force of the Island of Guernsey) の本部長 (chief officer)
 - (i) マン島警察隊 (Isle of Man Constabulary) の本部長 (Chief Constable)
- 「政府通信本部」は、1994年諜報部法 (Intelligence Services Act 1994 (c.13)) におけるものと同じ意味を有する。
- (10) この条のいずれの規定も、この条の外で情報を開示する権限を制限するものと解釈してはならない。

第18条 犯罪の防止及び探知

- (1) 主務大臣は、次の各号に該当する場合、個人の同意なく、これらの個人に関する登録に記録された情報を、ある者に対して提供することができる。
 - (a) 情報の提供が、この条によって認められ

ている場合

- (b) 情報の提供に関して、第21条により又は第21条に基づいて課された要件が遵守されている場合

- (2) ある者への附則第1第9条に該当しない情報の提供は、情報が2001年反テロリズム、犯罪及び安全保障法（Anti-terrorism, Crime and Security Act 2001 (c.24)）第17条第2項(a)号から(d)号（刑事訴訟と探知）までに指定された目的のために提供されるときは、（第17条により別途認められていない限りにおいて）この条によって認められる。
- (3) 2001年反テロリズム、犯罪及び安全保障法第18条（海外の目的のための情報開示に対する制限）は、同法第17条が適用する権限^(注6)を行使する情報開示に適用するため、第2項による情報提供に関連して効力を有する。
- (4) 附則第1第9条に該当する情報の提供は、その情報が次の各号に掲げる条件の下で提供されるものである場合、この条によって認められる。
- (a) 第17条第3項から第5項までの規定により情報の提供を受けることができる者に対して提供されるもの、又はこの条の第2項に言及されたところに従い行われるものであること。
- (b) 重大犯罪の防止及び探知に関連する目的のために提供されるものであること。

第19条 不正確かつ不完全な情報の是正

- (1) この条は次の各号に掲げる場合に適用する。
- (a) 個人についての情報が、確認目的のために主務大臣又は指定書類担当官庁に提供されている。
- (b) 情報が一又は複数の項目において、不正確若しくは不完全であると主務大臣に思われる。
- (2) 主務大臣は、個人の同意なく、不正確若し

くは不完全な情報を提供した者に、次の各号に掲げることについての情報を提供することができる。

- (a) 情報が不正確又は不完全であるとされる箇所
- (b) 不正確若しくは不完全な情報が関連する事項に関連して、実際にこれらの個人の登録に記録されていること。
- (3) この条に基くある者への情報提供は、第21条により又は同条に基いて課された要件の遵守を条件とする。
- (4) 個人についての情報を確認目的のために提供することについての言及は、主務大臣又は指定書類担当官庁が次の各号に掲げることの確認のために利用する必要があるか（第9条に基くか否かにかかわらず）、又はその意図を有するような、個人についての情報提供への言及とする。
- (a) 登録簿におけるこれらの個人の登録に記録されたもの。
- (b) 登録簿におけるこれらの個人の登録に記録される目的で、主務大臣又は指定書類担当官庁に提供されたもの。
- (c) その他主務大臣が記録をするための利用に供されているもの。

第20条 その他の状況において情報の提供を認める権限

- (1) 第17条から第19条までの規定に基く情報提供の認められない場合においても、次の各号に掲げる場合においては、主務大臣は個人の同意なく、これらの個人に関する登録に記録された情報を公共機関に提供することができる。
- (a) 情報が附則第1第9条に該当しないものであるとき。
- (b) 情報が主務大臣が定めた命令により指定し、又は特に定めたものであること。

- (c) 情報が前掲の命令によって指定され、又は特に定められた公共機関に提供されていること。
 - (d) 情報が前掲の命令によって指定され、又は特に定められた目的のため提供されていること。
 - (e) 情報提供に関して、第21条により、又は同条に基づいて課された要件が遵守されていること。
- (2) この条により公共機関への情報提供を認める命令又は規則を定めることのできる、主務大臣の権限は、当該の公共機関への情報提供が公共の利益のために必要である状況下において、情報提供を認める目的のために限って行使することができる。
- (3) 主務大臣は、命令の草案が議会各院に提出され、各院の決議による承認を得ない限り、この条によって認められた規定（その他の規定を含むか否かにかかわらず）を含む命令を定めてはならない。
- 第21条 個人の同意なく情報を利用するための規則**
- (1) 第17条から第20条までの規定に基づき、主務大臣は、情報提供を受ける者がその他の手段で情報を入手することが合理的に実行可能でなかったと確信した場合に限って、これらの者に対して附則第1第2条に掲げる情報を提供することができる。
- (2) 主務大臣は規則によって、次の各号に掲げる規定を定めることができる。
- (a) 第17条から第20条までの規定のいずれかに基いて情報を提供する前に満たさなければならない要件を課する規定
 - (b) 前号に規定するいずれかの条に基づく情報提供のため、又はそれに関連して、主務大臣を代行する権限を付与される者を制限する規定
- (3) 前号に規定する規則は、次のことを内容に含むことができる。
- (a) ある者への情報提供が、当該の者又はその代理人により、申請が行われている場合に限ることを要請する規定
 - (b) ある者への情報提供を申請する資格を有する者を指定し、又は特に定める規定
 - (c) 申請を行う態様に関わる要件を課する規定
- (4) 主務大臣は規則により、次の各号に掲げることを、ある者に対する情報提供の条件とすることができる。
- (a) これらの者（第17条から第20条までの規定により指定されていない場合）及び情報提供の申請を行う者（両者が異なる場合）が、主務大臣によって、規定された態様で一時的に承認されていること。
 - (b) 申請の目的のために使われる装置及び情報の受取り及び保存に使われる装置が、規則において指定され、又は規則に基き決定された者により、一時的に承認されていること。
- (5) 主務大臣は、規則によって、第17条から第20条までのいずれかの規定に基いてある者に提供できる情報を、これらの者の代わりに次の各号に該当する者に提供することができる。
- (a) これらの者によって、この条に基づいて提供される情報を受け取る者として認められていること。
 - (b) 規則によって指定された官職、官位又は地位を有していること。
 - (c) 前号に掲げた官職、官位又は地位に伴う義務に関して、これらの者の指揮若しくは管理下にあり、又はこれらの者に対して責任を有し、若しくは下位の職にあること。
- (6) 第17条から第20条までの規定に基づき、ある個人に関する情報を別の者に提供する主務大臣の権限は、提供を受ける者に関して、第

4 項(a)号に基づいて課された条件が満たされている場合に限り行使することができる。

- (7) 主務大臣は草案が議会各院に提出され、各院の決議によって承認されない限り、(他の規定と共に可否にかかわらず) この条に基づいて定めることを認められた規定を含む規則を定めることはできない。

法律運用の監視

第22条 英国 ID 制度管理官の任命

- (1) 主務大臣は、英国 ID 制度管理官として周知されるコミッショナーを任命しなければならない。
- (2) 次に掲げることを審査することを、(第4項に従うことを条件として) 管理官の職務とする。
- (a) この法律又はこの法律に基づいて定められた従位立法に基づく主務大臣の職務の目的の上で、主務大臣によって一時的に維持されている取決め
- (b) この法律又はこの法律に基づいて定められた従位立法に基づく指定書類担当官庁の職務の目的の上で、指定書類担当官庁によって一時的に維持されている取決め
- (c) この法律又はこの法律に基づいて定められた従位立法に基づいて、提供を受けることのできる情報を入手するため、又は当該情報を記録若しくは利用するため、情報提供を受けることのできる者によって一時的に維持されている取決め
- (d) ID カードの利用
- (3) 管理官が第2項に則り取決めの審査を行った場合、審査には取決めが次の各号に掲げることに關して適正な規定を定めている範囲についての審査を特に含めなければならない。
- (a) 登録簿に記録された情報の完全性及び機密性の保障
- (b) 同項に言及された職務の執行について、主務大臣又は指定書類担当官庁に対して申し立てられる苦情の取扱い
- (4) 次に掲げることは、管理官が審査の対象とすべきことに含まれない。
- (a) この法律に基づいて、委任立法又は1979年委任規則(北アイルランド) 命令(Statutory Rules (Northern Ireland) Order 1979 (S.I.1979/1573 (N.I.12))) の目的のための委任規則によって行使することのできる権限の行使
- (b) 民事制裁に対する訴え
- (c) 刑事犯罪に科し、又は関連するこの法律の部分又は従位立法の運用
- (d) 情報部部長、秘密諜報部部長及び政府通信本部部長への情報提供
- (e) 第21条第5項に則った、情報部部長、秘密諜報部部長及び政府通信本部部長に提供することのできる情報の、各情報機関の他の構成員に対する提供
- (f) 主務大臣による第38条に基づく権限の行使
- (g) (a)号から(f)号までの規定中言及されたことを目的とした取決め
- (5) 管理官がこの法律に基づく職務遂行の目的のために要請することができる、あらゆる情報(登録簿に記録された情報を含む)を提供することは、主務大臣の省庁の全官吏の義務とする。
- (6) 管理官は任命の条件に則ってその職を保持し、議会によって用意された資金から財務省が決定した額の手当を支給される。
- (7) 主務大臣は、次の条件に従った上で、管理官の職務遂行のため必要であると思料するだけの職員を提供しなければならない。
- (a) 管理官と協議を済ませていること。
- (b) 財務省の承認を得ていること。
- (8) 2000年情報自由法(Freedom of Information

Act 2000 (c.36)) 附則第1第6部の適切な部分に次のものを挿入する。

「英国 ID 制度管理官 (National Identity Scheme Commissioner)」

- (9) この条において「情報機関 (intelligence service)」とは、2000年調査権限規制法 (Regulation of Investigatory Powers Act 2000 (c.23)) におけるものと同じ意味を有する。

第23条 管理官による報告

- (1) 管理官は、各暦年が終わり次第実行可能な限り速やかに、管理官の職務遂行について、主務大臣に提出する報告書を作成しなければならない。
- (2) 管理官は、それ以外のときにおいても、管理官が適当と考える職務遂行に関するあらゆることについて、主務大臣に報告書を送ることができる。
- (3) この条に基づく報告書を受け取った主務大臣は、その写し1部を議会に提出しなければならない。
- (4) 主務大臣は、管理官との協議の上で、この条に基く報告書に含まれる特定の内容の発表が次のいずれかのことに關して不利であると思われるとき、当該の内容を議会に提出する報告書の写しから除くことができる。
- (a) 国家安全保障
- (b) 犯罪の防止及び探知
- (5) 議会に提出する報告書の写しから第4項に基づいて内容が除かれたとき、主務大臣は議会に報告書を提出するに際して、同項に基づいて報告書から内容が除かれた旨の陳述書も提出しなければならない。
- (2) 第59条 (情報機関管理官の役割) 第2項の後に、次の項を加える。
- 「(2A) 情報機関管理官は、次の各号に掲げることを審査の対象とする。
- (a) 英国 ID 登録簿に記録された情報の、情報機関による取得、保存及び利用
- (b) 2006年 ID カード法によって定められた又は同法に基づく、情報機関の構成員に対する当該情報の提供
- (c) (a)号又は(b)号で言及されたことの目的のための、主務大臣又はいずれかの情報機関による取決め」
- (3) 第65条第2項(b)号 (審判所が管轄権を有する不服申立て) において、「第4項」の後に「又は第4A項」を加える。
- (4) 第65条第3項 (審判所が管轄権を有する関連の訴訟手続) において、(c)号末尾の「又は (or)」を削り、その後に次の号を加える。
- 「(ca) いずれかの情報機関の構成員に対する、英国 ID 登録簿の個人の登録に記録された情報の提供に関連した訴訟手続
- (cb) いずれかの情報機関の構成員による、当該情報の取得、保存及び利用に関連した訴訟手続」
- (5) 第65条第4項の後に、次の項を加える。
- 「(4A) 審判所は、ある個人が次のように信じることについての不服申立てについて、これを処理するのに適切な法廷であるとする。
- (a) いずれかの情報機関の構成員に対する、英国 ID 登録簿の個人の登録に記録された情報の提供
- (b) いずれかの情報機関の構成員による、当該情報の取得、保存及び利用」

第24条 情報機関管理官と審判所の管轄

- (1) 2000年調査権限規制法を、以下のように改正する。

犯罪

第25条 不正な ID 書類の所有等

- (1) 人が要件となる意図をもって、次のいずれかの号に掲げるものを保有し、又は管理下においたことは犯罪とする。
 - (a) 虚偽の ID 書類であって、これらの者がそのことを知っており、又はそう信じているもの。
 - (b) 不適切な手段によって獲得された ID 書類であって、これらの者がそのことを知っており、又はそう信じているもの。
 - (c) 他の者に関連した ID 書類
- (2) 第1項という要件となる意図とは、次のいずれかの号に掲げるものをいう。
 - (a) 自らについて登録可能な事実を証明するために書類を利用する意図
 - (b) 自ら又はその他の者（ただし同項(c)号に該当する書類の場合、書類が関連した者は除く）について、登録可能な事実を証明し、確認し、又は検証するために、他の者に利用を許可し、又は誘引する意図
- (3) 人が要件となる意図をもって、次の各号に掲げるものを製造し、保有し、又は管理下におくことは、犯罪とする。
 - (a) その者の知る限りにおいて、虚偽の ID 書類製造のために特別に設計若しくは改作されている、又は設計された若しくは改作された装置
 - (b) その者の知る限りにおいて、虚偽の ID 書類製造に利用されるために特別に設計若しくは改作されている、又はそうされた物又は材料
- (4) 第3項という要件となる意図とは、次のいずれかのものをいう。
 - (a) 自らについて、登録可能な事実を証明するために書類を利用する意図
 - (b) 自ら又はその他の者（ただし同項(c)号に

- 該当する書類の場合、書類が関連した者は除く）について、登録可能な事実を証明し、確認し、又は検証するために、他の者に利用を許可し、又は誘引する意図
- (5) 人が合理的な理由なく、次のものを保有し、又は管理下におくことは、犯罪とする。
 - (a) 虚偽の ID 書類
 - (b) 不適切な手段によって獲得された ID 書類
 - (c) 他の者に関連した ID 書類
 - (d) その者の知る限りにおいて、虚偽の ID 書類製造のために特別に設計若しくは改作されている、又は設計された若しくは改作された装置、物又は材料
 - (6) 第1項又は第3項に基づく犯罪の廉で有罪とされた者は、正式起訴による有罪宣告によって、10年以下の拘禁刑若しくは罰金刑に処し、又はこれらを併科する。
 - (7) この条に基づく犯罪の廉で有罪とされた者は、次の各号に掲げる刑に処することとし、2003年刑事司法法（Criminal Justice Act 2003（c.44））第154条第1項^(注7)の施行の前に行われた犯罪に関しては、(b)号の12月とあるのは6月と改める。
 - (a) 正式起訴による有罪宣告によって、2年以下の拘禁刑若しくは罰金又はその併科
 - (b) イングランド及びウェールズにおける略式起訴による有罪宣告によって、12月以下の拘禁刑若しくは法定最高額以下の罰金又はその併科
 - (c) スコットランド又は北アイルランドにおける略式起訴による有罪宣告によって、6月以下の拘禁刑若しくは法定最高額以下の罰金又はその併科
 - (8) この条の目的のために、次の各号の定めるところに従う。
 - (a) ID 書類は、1981年偽造及び模造法（Forgery and Counterfeiting Act 1981

(c.45)) 第1部(同法第9条第1項参照)におけるものと同じ意味において不正となる場合に限り、不正とする。

- (b) 当該ID書類の発行若しくは修正の申請において、又はこれらに関連して、発行する者若しくは(場合によっては)修正を行う資格を有する者に間違った情報が提供された場合、ID書類は不適切な手段によって入手されたものとする。

不正ID書類の作成への言及はID書類の修正への言及を含むものとし、修正されたID書類は不正とする。

- (9) 第8項(a)号は、この条のスコットランドに対する適用に関しては、適用しない。
- (10) この条において、「ID書類(identity document)」は、第26条により与えられた意味を有する。

第26条 第25条の目的のためのID書類

- (1) 第25条において、「ID書類(identity document)」は、次の各号に掲げるものに該当し、又は該当するものとして提出された書類をいう。
- (a) IDカード
 - (b) 指定書類
 - (c) 出入国管理書類
 - (d) (1971年移民法[Immigration Act 1971 (c.77)]におけるものと同じ意味において) 連合王国の旅券
 - (e) 連合王国外の国若しくは領土の機関により若しくはそれらに代わり又は国際機関により若しくはそれに代わり発行された旅券
 - (f) (特定の又はあらゆる状況において) 旅券の代わりに利用することのできる書類
 - (g) 連合王国の運転免許証
 - (h) 連合王国外の国若しくは領土の機関又は国際機関により若しくはそれらに代わり発行された運転免許証
- (2) 第1項において、「出入国管理書類

(immigration document)」とは、次のものをいう。

- (a) 連合王国への入国及び居住に関する共同体条約に基づく権利の確認に利用される書類
 - (b) 出入国管理の職務遂行に関連して与えられ、連合王国への入国及び居住の許可についての情報を記録した書類
 - (c) (1971年移民法第26A条におけるものと同じ意味において) 登録カード
- (b)号において、「出入国管理の職務(immigration functions)」とは出入国管理法(2004年底護及び移民(申請者の処遇その他)法(Asylum and Immigration [Treatment of Claimants, etc.] Act 2004 (c.19))の意味に該当する。
- (3) 前掲2項において、「連合王国の運転免許証(UK driving licence)」とは、次のものをいう。
- (a) 1988年道路交通法(Road Traffic Act 1988(c.52))第3部に基いて授与された、自動車を運転する免許証
 - (b) 1981年道路交通(北アイルランド)命令(Road Traffic [Northern Ireland] Order 1981 [S.I. 1981/154 (N.I. 1)])第2部に基いて授与された、自動車を運転する免許証
- (4) 主務大臣は命令によって、第1項に掲げられた書類のリストを修正することができる。
- (5) 主務大臣は草案が議会各院に提出され、各院の決議によって承認されない限り、(他の規定と共にか否かにかかわらず)第4項に基いて定めることを認められた規定を含む命令を定める権限を行使することはできない。

第27条 認められていない情報開示

- (1) 適法な権限なく次の各号に掲げる行為を行った者は、犯罪を行ったものとする。

- (a) 守秘義務を課せられた情報を、何者にであれ提供すること。
- (b) 当該情報を、その他開示すること。
- (2) 次に掲げる業務に、全体的か部分的かを問わず関連して、責任を有する役職又は職業に就いているために入手できる若しくは入手できた情報に関しては、この条の目的のために、これらの者に守秘義務が課せられるものとする。
- (a) 登録簿の設置及び維持
- (b) IDカードの発行、作成、修正、取消し及び返納
- (c) 英国ID制度管理官の職務遂行
- (3) 次のことが該当するときに限り、情報の提供又はその他の開示は、この条の目的の上で、法に則った権限を付与されて行われたものとする。
- (a) この法律若しくはその他の制定法により又はそれらに基づいて権限を付与されていること。
- (b) いずれかの制定法により若しくはそれらに基づいて設置された裁判所又は審判所命令若しくは指導に従ったものであること。
- (c) 共同体義務に従ったものであること。
- (d) 第2項に言及された官職又は職業の、義務を遂行するためのものであること。
- (4) この条に基づく犯罪の起訴において、容疑のかけられた犯罪発生時に、問題とされる情報の提供又はその他の開示を行う権限を付与されていたと合理的な根拠に基き信じていたことは、被告人の抗弁となる。
- (5) この条に基づく犯罪の廉で有罪とされた者は、正式起訴による有罪宣告によって、2年以下の拘禁刑若しくは罰金刑に処し、あるいはこれらを併科する。

第28条 不正な情報の提供

- (1) 第2項に該当する状況下において、次の各

号に掲げる目的のために不正な情報を提供した者は、犯罪を行ったものとする。

- (a) 登録簿の登録の作成又は改正を確実なものにすること。
- (b) 登録簿の登録の内容を（変更の有無にかかわらず）確認すること。
- (c) 自分又は他の者のために、IDカードの発行又は改正を確保すること。
- (2) 第1項に掲げる状況とは、情報提供のとき、これらの者について次が該当することをいう。
- (a) 情報が不正であることを知り、又そう信じていること。
- (b) 情報が不正であるか否かに関して、無思慮であること。
- (3) この条に基づく犯罪の廉で有罪とされた者は、以下の刑に処するが、2003年刑事司法法（Criminal Justice Act 2003 (c.44)）第154条第1項の施行の前に行われた犯罪に関しては、(b)号の12月とあるのは6月と改める。
- (a) 正式起訴による有罪宣告によって、2年以下の拘禁刑若しくは罰金又はその併科
- (b) イングランド及びウェールズにおける略式起訴による有罪宣告によって、12月以下の拘禁刑若しくは法定最高額以下の罰金又はその併科
- (c) スコットランド又は北アイルランドにおける略式起訴による有罪宣告によって、6月以下の拘禁刑若しくは法定最高額以下の罰金又はその併科

第29条 登録簿の不法な改竄等

- (1) 次の各号に掲げる行為を行った者は、犯罪を行ったものとする。
- (a) 登録簿に記録された情報の、権限外の改正を惹起する行為に従事すること。
- (b) 当該のときにおいて、要件となる意図を有していること。
- (2) この条の目的の上で、要件となる意図を有

するとは、次のいずれかのことをいう。

- (a) 登録簿に記録された情報の改正を惹起することを意図していること。
- (b) 当該の行為が、前掲の改正を惹起するか否かに関して、無思慮であること。
- (3) この条の目的の上で、ある行為が登録簿に記録された情報の改正を惹起する事例とは、次に掲げることを含む。
 - (a) 当該情報の改正に寄与すること。
 - (b) 当該情報が主務大臣によって保存されたコンピュータから、これを読解可能な形で検索することをより困難若しくは不可能にし、又はより困難若しくは不可能にすることに寄与すること。
- (4) この条の目的のために、次のことは重要ではない。
 - (a) 犯罪を構成する行為又はその一部が、連合王国内で行われたか否か。
 - (b) 連合王国外の行為に関して、それが英国市民によるものであるか否か。
- (5) この条の目的の上で、次に該当する場合、改正を惹起する行為を行った者に関して、改正は権限外であるとする。
 - (a) これらの者自身が、改正を行うか否かを決定する資格を有していないこと。
 - (b) 前掲の資格を有する者から、改正に対する同意を得ていないこと。
- (6) 登録簿に記録された情報の改正を惹起する行為に関連する、この条に基く犯罪の訴訟手続において、当該行為を行ったとき、次のことを合理的な根拠に基づき信じていたことは、被告人の抗弁となる。
 - (a) これらの者が、改正を行うか否かを決定する資格を有していること。
 - (b) 前掲の資格を有する者から、改正に対する同意を得ていること。
- (7) この条に基づく犯罪の廉で有罪とされた者は、以下の刑に処するが、2003年刑事司法法

第154条第1項の施行の前に行われた犯罪に関しては、(b)号の12月とあるのは6月と改める。

- (a) 正式起訴による有罪宣告によって、10年以下の拘禁刑若しくは罰金又はその併科
- (b) イングランド及びウェールズにおける略式起訴による有罪宣告によって、12月以下の拘禁刑若しくは法定最高額以下の罰金又はその併科
- (c) スコットランド又は北アイルランドにおける略式起訴による有罪宣告によって、6月以下の拘禁刑若しくは法定最高額以下の罰金又はその併科
- (8) 全体的にであれ部分的にであれ連合王国外で行われたこの条による犯罪に関しては、次の規定に従う。
 - (a) 犯罪に対する訴訟手続は、連合王国内のいかなる場所においてもとりうる。
 - (b) 犯罪は、いかなる付随的な目的があろうと、連合王国内の場所で行われたものとして扱うことができる。
- (9) この条において、以下に掲げる用語の解釈は、当該規定の定めるところによる。
 - 「行為 (conduct)」は、行動及び不作為を含む。
 - 「改正 (modification)」は一時的な改正を含む。

第30条 犯罪に関する改正

- (1) 1993年刑事司法法 (Criminal Justice Act 1993 (c.36)) 第1条第2項 (イングランド及びウェールズ外の行為に関連する何らかの目的のために司法管轄権が拡張される A グループの犯罪) において、(c)号の後に次の号を加える。
 - 「(ca) 2006年 ID カード法第25条に基づく犯罪」
- (2) 1999年移民及び庇護法 (Immigration and

Asylum Act 1999 c.33) 第31条(難民協定第31条第1項に基づく抗弁^(注8))を以下のように修正する。

- (a) 第3項(イングランド及びウェールズ並びに北アイルランドにおけるこの条が適用する犯罪)中、(a)号の後に「(aa) 2006年 ID カード法第25条第1項又は第5項」を加える。
- (b) 第4項(スコットランドにおけるこの条が適用する犯罪)中、(b)号の後に「(ba) 2006年 ID カード法第25条第1項又は第5項」を加える。
- (3) 2004年庇護及び移民(申請者の処遇その他)法(Asylum and Immigration [Treatment of Claimants, etc.] Act 2004 (c.19)) 第14条第2項(出入国管理官による逮捕権限^(注9))中、(p)号の後に「(q)2006年 ID カード法第25条に基づく犯罪」を加える。
- (4) 1989年警察及び犯罪証拠(北アイルランド)命令(Police and Criminal Evidence [Northern Ireland] Order 1989[S.I. 1989/1341(N.I.12)]) 第26条第2項(令状がなくても逮捕可能な犯罪)の後に、次の号を加える。
 - 「(q) 次の規定に基づく犯罪
 - (i) 2006年 ID カード法第25条第5項(不正な ID 書類等の所有等)
 - (ii) 同法第27条(英国 ID 登録簿上の情報の開示)
 - (iii) 同法第28条(不正な情報の提供)」
- (5) 1996年警察及び犯罪証拠(北アイルランド)命令(Police and Criminal Evidence [Northern Ireland] Order 1996[S.I. 1996/3160(N.I.24)]) 第38条第2項(北アイルランド外の行為に関連して1993年刑事司法法第1条第2項に相当する規定を設ける)中、(c)号の後に「(ca) 2006年 ID カード法第25条に基づく犯罪」を加える。

民事制裁金

第31条 民事制裁金の賦課

- (1) この条は、主務大臣がある者(「不履行者」という)がこの法律に基づき、指定された額以下の民事制裁金を払う義務を有すると判断したときに適用する。
- (2) 主務大臣は、指定された態様により不履行者に通知を行うことで、指定された額を超えない範囲で主務大臣が適切と考える額の民事制裁金を支払う義務を課する。
- (3) 当該の民事制裁金を課する通知は、次に定めるところに従う。
 - (a) 主務大臣が不履行者に民事制裁金支払義務を課する理由を定めていること。
 - (b) 課された民事制裁金の額を明記していること。
 - (c) 民事制裁金を主務大臣に支払わなければならない時限を指定すること。
 - (d) 支払いの方法を定めること。
 - (e) 不履行者が支払いに異議を申し立てるとき、とることのできる手続を説明していること。
 - (f) 民事制裁金を執行する主務大臣の権限を定め、及び説明していること。
- (4) 民事制裁金支払いの時限は、民事制裁金を課する通知が行われてから14日以内であってはならない。
- (5) この条に則った民事制裁金は、次に定めるところに従う。
 - (a) 民事制裁金を課する通知に定められた態様により、主務大臣に支払われること。
 - (b) 定められた時限までに支払いが行われなかったときは、主務大臣がしかるべく回収可能であること。
- (6) 前掲の項に従い課された回収手続においては、次に掲げることは論点とならない。
 - (a) 不履行者が民事制裁金支払義務を有する

か否か。

(b) 民事制裁金の賦課が不当であるか否か。

(c) 民事制裁金の額。

(7) この条に則って課された民事制裁金について、主務大臣が受け取った額は、整理基金に充てられる。

第32条 民事制裁金に対する異議申立て

(1) 第31条に基く通知を受けた者は、次に掲げる一又は複数の根拠に基き、民事制裁金に異議を申し立てる旨の通知を主務大臣に行うことができる。

(a) これらの者が民事制裁金支払義務を有しないこと。

(b) 違反の状況に鑑みて、民事制裁金の賦課が不当であること。

(c) 民事制裁金の額が高すぎることに。

(2) 異議申立ての通知は、次に定めるところに従わなければならない。

(a) 異議の根拠と、異議申立てを行う者が当該の根拠に基いて異議する理由を定めること。

(b) 民事制裁金を賦課する通知が与えられた後、規定された期間内に、規定された態様により主務大臣に与えられること。

(3) 主務大臣はこの条に則って与えられた異議申立ての通知を思料しなければならず、しかる後に次のいずれかを行うことができる。

(a) 民事制裁金を取り消すこと。

(b) 民事制裁金を減額すること。

(c) 民事制裁金を増額すること。

(d) 民事制裁金をそのまま承認すること。

(4) 主務大臣は、前掲の思料の結果を異議を申し立てた者に通知する前に、異議申立ての通知を受けた民事制裁金の執行を行ってはならない。

(5) 前掲の思料の結果の通知は、次の定めるいずれかの期間内に行わなければならない。

(a) 規定された期間内

(b) 主務大臣が異議を申し立てた者との間で同意した、前掲の期間よりも長い期間内

(6) 異議を思料して主務大臣が民事制裁金の額を増額するときは、異議を申し立てた者に第31条に基き新しい民事制裁金通知を与えなければならない。また、減額する場合も減額分を異議を申し立てた者に通知しなければならない。

第33条 民事制裁金に対する上訴

(1) 第31条に基き民事制裁金を課された者は、次に掲げる一又は複数の根拠に基き、裁判所に上訴することができる。

(a) これらの者が民事制裁金支払義務を有しないこと。

(b) 違反の状況を鑑みて、民事制裁金の賦課が不当であること。

(c) 民事制裁金の額が高すぎることに。

(2) この条に基く上訴は、関連する民事制裁金を賦課する通知が与えられた後、法定規則により規定された期間内に、行わなければならない。

(3) この条に基く上訴に対して、裁判所は、次のいずれかを行うことができる。

(a) 上訴を受理し、民事制裁金を取り消すこと。

(b) 上訴を受理し、民事制裁金を減額すること。

(c) 上訴を棄却すること。

(4) この条に基く上訴は、民事制裁金賦課に係る主務大臣の判断の再審理という形式によるものとする。

(5) この条に基く上訴を決定するにあたって裁判所が留意すべきことには、次のものを含め、裁判所が関連すると思料するすべての事項が含まれる。

(a) 主務大臣が判断を下したときに気がつい

ていなかった事項

- (b) (この項を別として) 法廷規則により、裁判所が留意することが妨げられる事項
- (6) この条に基く上訴は、民事制裁金について第32条に基く異議申立て通知が行われたか否か、又は同条に基く民事制裁金の増額若しくは減額があったか否かに関わらず、加療に関連して行うことができる。
- (7) この条において、「裁判所 (court)」は以下に掲げる意味を有する。
 - (a) イングランド及びウェールズ並びに北アイルランドにおいては、県裁判所
 - (b) スコットランドにおいては、簡易裁判所判事

第34条 民事制裁金に関する実務要綱

- (1) 主務大臣は実務要綱を發布し、次の事項を決定するに当たって思料すべき事項を定めなければならない。
 - (a) この法律に基いて民事制裁金が課されるべきか否か。
 - (b) 民事制裁金の額。
- (2) 主務大臣は、次のとき実務要綱に留意しなければならない。
 - (a) この法律に基づいて民事制裁金を課するとき。
 - (b) 第32条に基づく、異議申立て通知を思料するとき。
- (3) 裁判所は、第33条に基づくあらゆる上訴を決定するにあたって、実務要綱に留意しなければならない。
- (4) 実務要綱發布に先立ち、主務大臣は議会に要綱草案を提出しなければならない。
- (5) 前掲の要綱草案提出に先立ち、主務大臣は、連合王国の公衆に対して、次に掲げる目的のために適切と考える措置を講じなければならない。
 - (a) 提案された実務要綱について周知するこ

と。

- (b) 実務要綱について協議を行うこと。
- (6) この条に基いて發布された実務要綱は、主務大臣が定めた命令によって課された義務によって指定された時期まで施行されない。
- (7) 主務大臣は必要に応じて次のことを行うことができる。
 - (a) 実務要綱の全体又は一部を修正すること。
 - (b) 修正された実務要綱を發布すること。
- (8) 第4項から第6項は、この条に基づき最初に發布された実務要綱と同様に、修正された実務要綱にも適用する。
- (9) この条によって認められた規定（その他の規定を含むか否かにかかわらず）を含む命令を定める主務大臣の権限は、初めてこの条に基づいて命令が定められたとき、命令の草案が議会各院に提出され、各院の決議による承認を得た場合に限り、行使することができる。
- (10) 次に該当する命令を含む委任立法は、議会のいずれかの院の決議に従って無効とされる。
 - (a) 主務大臣がこの条によって定める権限を付与された規定を含んでいること。
 - (b) 草案が議会に提出され、各院の決議による承認を得ることを要請された命令ではないこと。

手数料と課金

第35条 法律に基づく職務遂行に支払う料金

- (1) 主務大臣は規則によって、次のことに関連して、適切と考える額の手数料を課し、これを自分に納付させることができる。
 - (a) 登録簿に登録を設け、登録を修正し、又はIDカードを発行してもらうための主務大臣に対する申請
 - (b) 登録簿の登録の作成又は修正
 - (c) IDカードの発行

- (d) 登録簿の登録に含まれる情報を提供して
もらうための申請
 - (e) 前掲の情報の提供
 - (f) 提供された情報が登録簿に記録された情
報と一致するかを確認するための申請
 - (g) 前掲の確認の発行又は拒否
 - (h) この法律に基づく規則に則り、ある者又
は装置について承認を求める申請
 - (i) 承認の付与
 - (2) この条に基く規則によって定めることの
できる規定は、次のものを含む。
 - (a) 手数料を分割払いするための規定
 - (b) 手数料の支払日になることを想定して、
分割払いをするための取決めを定める規定
 - (3) この条に基いて、特に第1項の特定の号が
掲げる手数料を規定するに先立ち、主務大臣
は次のことを考慮することができる。
 - (a) 手数料が規定された状況又はその他両方
の状況において、当該のことに關して、主
務大臣によって惹起され、又は惹起される
支出
 - (b) 前掲の項の中で言及され、適切と考える
手数料が規定された状況又はその他両方の
状況において、当該のことに關して、主務
大臣によって惹起され、又は惹起される支
出
 - (c) この法律に基づき、又は依拠して、主務
大臣によって惹起され、又は惹起される支
出
 - (d) 指定書類 (ID カードが付随しているかい
ないか) 取得のためか、又は発行のために、
あらゆる者によって惹起され、又は惹起さ
れる支出
 - (e) (1980年領事事務に係る手数料法
[Consular Fees Act 1980 (c.23)] におけ
るものと同じ意味を有する) 領事館サービ
スの提供によって惹起され、又は惹起され
る支出
 - (f) 何かを行うに際して、それを行う者又は
それが関連する者について、主務大臣が適
切と考える相違点
 - (4) 第1項に基づく規則を定めるに当たっては、
財務省の同意を要件とする。
 - (5) 制定法に基づき、次について手数料を定め、
又課するあらゆる権限は、該当する書類の申
請若しくは発行に関連して、この法律によっ
て何かを行うことにつき、手数料を定め、又
課する権限を含む。
 - (a) 指定書類の申請
 - (b) 指定書類の発行
 - (6) この条においてあらゆる目的のために惹起
される支出の言及は、主務大臣が当該の目的
のために、適切と考える期間に渡って惹起さ
れうと判断する支出の言及を含み、この法
律の特定の規定が施行された後始めて惹起さ
れる支出の言及を含む。
 - (7) 第1項によって認められた規定 (その他の
規定を含むか否かにかかわらず) を含む規則
を定める権限は、命令の草案が議会各院に提
出され、次に該当する時に、各院の決議によ
る承認を得た場合に限り、行使することがで
きる。
 - (a) 初めてこの条に基づいて規則が定められ
た時
 - (b) 前掲の時の後、対経費価値の変動を反映
させるため、現行の手数を修正すること
に限定されない目的のために、権限が行使
されていると主務大臣に思われる時
 - (8) この条によって課された民事制裁金につい
て、主務大臣が受け取った額は、整理基金に
充てられる。
- 第36条 1980年領事事務に係る手数料法の改正**
1980年領事事務に係る手数料法第1条 (領事
事務を執行するにあたって手数料を課する権限)
中、第4項の後に次の号を加える。

「(4A) 特定することを行うために、第1項に基づく手数料を定めるにあたって、枢密院臨席の女王陛下^(注10)は次のことを考慮することができる。

(a) 手数料の賦課が規定された状況及びその他の状況に双方において、特定することを行うために惹起される、又は惹起された手数料

(b) 同項に言及された職務遂行のために、その他女王陛下が適切と考えることを行うために惹起される、又は惹起された手数料

(c) 2006年IDカード法によって、又は基づいて定められた職務及び規定双方の行使に関連した目的のための取決めに関連して、主務大臣によって惹起される、又は惹起された手数料

(d) 何かを行うに際して、それを行う者又はそれが関連する者について、主務大臣が適切と考える相違点

(4B) 第1項に基づき手数料を定める枢密院臨席の女王陛下の権限及び第3項に基づいて規則を定める主務大臣の権限は、それぞれ次の権限をも含む。

(a) 異なる事例のために異なる規定を定めること。

(b) 権限を行使する者が適切と考える、免除又は除外に従う規定を定めること。

(c) これらの者が適切と考える、付随的、補足的、派生的又は過渡的な規定を定めること。

(4C) この条においてあらゆる目的のために惹起される支出の言及は、枢密院臨席の女王陛下が当該の目的のために、適切と考える期間に渡って惹起されうると判断する支出の言及を含み、この法律の特定の規定が施行された後始めて惹起される支出の言及を含む。」

第37条 IDカード制度の予想される経費に関する議会への報告

(1) この法律が成立した日から起算して6月が経過する前に、主務大臣は議会に報告書を提出し、その中で報告書提出から10年の間にIDカード制度によって惹起されうる支出の見積りを提示しなければならない。

(2) 最初の報告書を提出した日から起算して毎6月を経過する前に、主務大臣は議会に追加報告書を提出し、その中で当該報告書提出から10年の間にIDカード制度によって惹起されうる支出の見積りを提示しなければならない。

(3) この条において、各10年間に関連して、IDカード制度によって惹起されうる支出への言及は、次に掲げる目的のため当該の10年の間に、主務大臣及び指定書類担当官庁によって惹起されうる支出への言及とする。

(a) 登録簿の設置及び維持

(b) IDカードの発行、修正、更新、取替え、再発行及び返納

(c) 主務大臣による、登録簿における個人の登録に記録された情報のある者への提供

(4) 主務大臣は、この条に基く次の報告書によって特定の内容を発表することが、公的資金の最高対経費価値を確保するのに不利であると思われるとき、当該の内容を報告書から除くことができる。

旅券に関する規定

第38条 旅券の申請等にあたって提供された情報の確認

(1) この条に基づいて要件を課することのできる者が、次の目的のために利用できる情報を有していることが、主務大臣にとって明らかの場合、主務大臣はこれらの者に情報提供を

要請することができる。

(a) 旅券発行を申し立てる目的のため、又はそれに関連して、主務大臣に提供された情報を証明すること。

(b) 個人の旅券を取り消すか否かを決定すること。

(2) 指定された期間内に要件に従うことは、次に該当する者の義務とする。

(a) この条に基づいて情報を提供することを要請されていること。

(b) 当該の情報を有していること。

(3) この条に基く要件は、次の者に課することができる。

(a) 閣内相

(b) 政府の省庁

(c) 北アイルランド自治政府の省庁

(d) ウェールズ国民議会

(e) その他、この条の目的のために主務大臣によって定められた命令に指定された、(a)号から(d)号に該当しない者

(4) 第3項(e)号に基づく命令によって指定される者は、制定法によってか、またはそれに基づいて付与された、国王のために遂行すべき職務を遂行する者を含む。

(5) この条に基づいて、要件を課する対象となる個人を指定する命令を定める主務大臣の権限は、以下のいずれのものも含む。

(a) 提供を要請されている情報を提供する義務を負う相手を、要件を課している者とする。

(b) 前号に規定された義務は、次に掲げる民事手続によって執行することができる。

(i) 差止命令

(ii) 1988年民事上級裁判所法第45条に基づき、^(注11)法的義務の指定された遂行

(iii) その他適切な救済

(6) 主務大臣は適当であると考えた事例（あれば）については、この条に則り、情報提供に

関して情報提供者に支払いを行うことができる。

(7) 主務大臣は草案が議会各院に提出され、各院の決議によって承認されない限り、（他の規定と共に否かにかかわらず）この条に基づいて定めることを認められた規定を含む命令を定めることができない。

第39条 旅券に関する法律の改正

(1) 1989年フットボール観客法 (Football Spectators Act 1989 (c.37)) 第14E条、第19条、第21B条及び第21C条（禁止命令の執行等）において、「旅券 (passport)」をすべて「旅行認可 (travel authorisation)」に改める。

(2) 同法第22A条第1項（解釈）において、「規定された (prescribed)」の定義の後に、次のものを加える。

「『旅行認可 (travel authorisation)』とは、ある者に関連して、次のいずれか又は双方をいう。

(a) これらの者に発行された連合王国の旅券 (1971年移民法 [Immigration Act 1971 (c.77)] におけるものと同じ意味において) すべて

(b) これらの者が英国市民であることを記録した、2006年IDカード法に基づいて発行されたすべてのIDカード」

(3) 2001年刑事司法及び警察法 (Criminal Justice and Police Act 2001 (c.16)) 第33条、第35条及び第36条（旅行制限命令）において、「旅券 (passport)」をすべて「旅行認可 (travel authorisation)」に改める。

(4) 同法第33条第8項（解釈）を、次のものに改める。

「(8) この条において、『旅行認可 (travel authorisation)』とは、ある者に関連して、次のいずれか又は双方をいう。

- (a) これらの者に発行された連合王国の旅券（1971年移民法 [Immigration Act 1971 (c.77)] におけるものと同じ意味において）すべて
- (b) これらの者が英国市民であることを記録した、2006年IDカード法に基づいて発行されたすべてのIDカード」
- (5) 主務大臣は、IDカード又は特に定められたIDカードへの言及を、当該の言及をしていない制定法又は規定における旅券に関する言及（その表現にかかわらず）に含めるために、次のものを修正することができる。
 - (a) あらゆる制定法（この条によって修正された制定法を含む）
 - (b) あらゆる従位立法の規定
- (6) 主務大臣は草案が議会各院に提出され、各院の決議によって承認されない限り、（他の規定と共に可否にかかわらず）この条に基づいて定めることを認められた、制定法を修正する規定を含む命令を定めることはできない。
- (7) 次に該当する命令を含む委任立法は、議会のいずれかの院の決議に従って無効とされる。
 - (a) 主務大臣がこの条によって定める権限を付与された規定を含んでいること。
 - (b) 草案が議会に提出され、各院の決議による承認を得ることを要請された命令ではないこと。

補足的規定

第40条 命令及び規則

- (1) この法律が主務大臣若しくはウェールズ国民議会に付与する、命令又は規則を定める権限は、委任立法によって行使することができる。
- (2) 次に掲げる権限は、委任規則（北アイルラ

- ンド）命令（Rules [Northern Ireland] Order 1979[S.I. 1979/1573(N.I.12)]）の目的の上で、委任規則によって行使することができる権限とする。
- (a) 第13条に基づいて規則を定める、北アイルランド自治政府の省庁の権限
- (b) 第14条第1項(b)号に基づく命令を定め、前掲の規則の目的のために北アイルランド自治政府の省庁を特定する第一大臣及び副第一大臣府の権限
- (3) 次に該当する規則を含む委任立法は、議会のいずれかの院の決議に従って無効とされる。
 - (a) 主務大臣がこの条によって定める権限を付与された規定を含んでいること。
 - (b) 草案が議会に提出され、各院の決議による承認を得ることを要請された命令ではないこと。
- (4) この法律に基づきある者に付与された、命令又は規則を定める権限（第44条第3項に基づく命令を定める権限）は、次の権限を含むこととする。
 - (a) 異なる事例のために異なる規定を定めること。
 - (b) 権限を行使する者が適切と考える、免除又は除外に従う規定を定めること。
 - (c) これらの者が適切と考える、付随的、補足的、派生的又は過渡的な規定を定めること。
- (5) 16歳未満の個人によって又は関連して、何かがなされることを認め、若しくは要請するあらゆる命令又は規則に関連して、付随的、補足的、派生的若しくは過渡的な規定を定める第4項に基づく権限は、次のことを定める権限を含む。
 - (a) この法律の目的のために、これらの個人の代行として、ある者を特定すること。
 - (b) これらの個人の義務及び責任が、この法律により、指定された態様及び範囲で、特

定された者に渡ること。

(c) ID カードが発行されたとき、第10条に基いて発生する義務が、これらの個人に関連して特定された者によって履行されるものとして、(これらの個人に対して ID カードが発行されていない場合でも) 同条が効力を有すること。

(6) 第3条第6項に基づく命令による附則第1の修正に関連した、補足的、派生的規定を定める第4項に基づく主務大臣の権限は、次のあらゆる権限を含む。

- (a) この法律における同附則の条に対するあらゆる言及の修正を定めること。
- (b) 当該の修正に関連して第12条第2項及び第3項を、適切と思われる態様で改正すること。

(7) この法律に基づく規則によって、ある者又は装置について承認を与える規定を定める権限は、次のものを定める権限を含む。

- (a) 規定された条件に従った承認の認可
- (b) 規定された態様による前掲の条件の修正
- (c) 承認の停止又は取消し

第41条 主務大臣の支出

次に掲げるものは、議会によって調達された資金から支出される。

- (a) この法律に基づく職務遂行に関連して、主務大臣が負担することが認可され、又は要請される費用
- (b) 他の法律に基づいて、議会によって調達された資金から支出される金額のうち、この法律に基因する増額分

第42条 一般的解釈

(1) この法律において、以下に掲げる用語の解釈は、当該規定の定めるところによる。

「装置 (apparatus)」は、装備、機械、装置及びあらゆるワイヤー若しくはケーブルに

加え、これに併用されるソフトウェアも含む。

「生体認証情報 (biometric information)」は個人に関連して、当人の外見的特質についてのデータをいい、特に虹彩又はその他眼の一部の特徴を含む。

「カード (card)」は、その中又はその上に情報を記録され、又は記録されることができ、書類若しくはその他の物又はそれらの組み合わせさせた物をいう。

「管理官 (the Commissioner)」は、第22条に基いて任命された英国 ID 制度管理官をいう。

「確認する (confirm)」は、登録簿における個人の登録の内容に関連して、第4項に則って解釈する。

「違反 (contravention)」は、遵守しなかったことを含み、同義の言葉の表現はこれに則って解釈する。

「犯罪 (crime)」は、2000年調査権限規制法 (Regulation of Investigatory Powers Act 2000 (c.23)) の意味において (第81条第2項参照) 犯罪^(注12)をいう。

「指定書類 (designated document)」は、この法律の目的のため第4条に基く命令によって指定され、規定された書類をいう。

「指定書類担当官庁 (designated documents authority)」は、指定書類を発行する権限又は義務を有する者をいう。

「探知 (detection)」は、犯罪又は重大犯罪に関連して、第9項に則って解釈する。

「書類 (document)」は、印紙 (stamp) 又は貼り札 (label) を含む。

「制定法 (enactment)」は次のものを含む。

- (a) 北アイルランドの法律の規定
- (b) この法律の成立後に成立又は定められた制定法

「不正な (false)」は情報に関連して、誤解

に導く傾向を生じるあらゆる不正確性又は省略を含む（第3条第5項に従って解釈する）。

「指紋（fingerprint）」は、個人に関連して、これらの者のいずれかの指の皮膚の模様及びその他の物理的特質又は特徴の記録（形式及び採取の手段を問わない）をいう。

「IDカード（ID card）」は、第6条第1項に則って解釈する。

「情報（information）」は、書類及び記録を含む。

「発行する（issue）」並びに同義の言葉の表現は、書類又はカードに関連して、第5項に則って解釈する。

「修正（modification）」は、省略、追加又は改変を含み、同義の言葉の表現はこれに則って解釈する。

「公共の利益のために必要（necessary in the public interest）」は、第1条第4項に則って解釈する。

「居住地（place of residence）」及び「居住する（reside）」並びに同義の言葉の表現は、第10項に基づくあらゆる規則に従って解釈する。

「規定された（prescribed）」は、主務大臣の定める規則によって規定されたことをいう。

「公共機関（public authority）」は、1998年人権法（Human Rights Act 1998（c.42））第6条におけるものと同じ意味を有する。^(注13)

「公共サービス（public service）」は、第2項に則って解釈する。

「登録簿（the Register）」は、第1条に基づいて設置され、維持される英国ID登録簿をいう。

「登録可能な事実（registrable fact）」は、第1条第5項及び第6項におけるものと同じ意味を有する。

「重大犯罪（serious crime）」は、2000年調査権限規制法（Regulation of Investigatory Powers Act 2000（c.23））の意味において（第81条第2項及び第3項参照）重大犯罪^(注14)をいう。

「制定法上の目的（statutory purpose）」は、第1条第3項に指定された目的をいう。

「強制登録の対象（subject to compulsory registration）」は、この法律の成立後に成立した議会制定法によって課された義務に則り、登録簿に登録することを要請されていることをいう。

「従位立法（subordinate legislation）」は、1978年解釈法（Interpretation Act 1978（c.30））におけるものと同じ意味を有する。

(2) この法律における公共サービスに対する言及は、次の各号への言及とする。

(a) 公共機関が、個人に対するあらゆるサービスを提供すること。

(b) 閣内相、財務省又は北アイルランド自治政府の省庁が、個人に関連した権限又は義務を行使し、又は執行すること。

(c) ある個人に関連して、制定法によって、又は制定法に基いて付与された職務の遂行に関する目的のため、他の者が行うことが認められ、若しくは要請されたあらゆること。

(d) サービスを提供する者が、付与された職務を遂行することに関する目的のために、個人に対して提供するサービスの支出のすべて又は一部を負担する公共機関との（直接的に、又は間接的な）協定に基いて、個人に対してサービス提供を行うこと。

(e) 個人の行為を、制定法によって若しくは基いてこれらの個人に課せられた要件の遵守であると受理し、又は承認すること、あるいは当該の要件を遵守する目的のために、個人から提供された通知又は情報を受

領すること。

- (3) この法律において、公共サービス提供の申請への言及は、当該のサービス提供の要求、依頼又は要請への言及を含む。
- (4) この法律において、個人が登録簿の登録の内容を確認することへの言及は、当該の登録を附則第1第1条から第5条又は第3条第3項に該当する情報に限られる範囲で確認することへの言及とする。
- (5) この法律において、書類又はカード発行への言及は、当該のものの更新、取替え、若しくは再発行（変更の有無にかかわらず）への言及を含む。
- (6) この法律において、ID カードと共に発行される指定書類への言及は、ID カード及び特定書類が同じカードで構成されることへの言及を含む。
- (7) この法律において、ある者に対して個人の登録に記録された情報を提供することへの言及は、これらの者に対して次のことを確認し、又その他開示することへの言及を含む。
 - (a) 情報が登録に記録されていること。
 - (b) 特定の情報が登録に記録されていないこと。
- (8) この法律において、個人の登録に記録された情報への言及は、記録の手段として発生したパスワード又は暗号への言及を含む。
- (9) 2000年調査権限規制法第81条第5項（探知を定義する）は、同法第1章第1節にない同法の規定の目的の上で適用するのと同様に、この法律の目的の上で適用する。^(注15)
- (10) 主務大臣は規則によって、この法律の目的のために、ある場所がある個人にとって、次に該当すると判定する状況を規定することができる。
 - (a) 居住地
 - (b) 連合王国内における主たる居住地

第43条 スコットランド

- (1) スコットランドにおける、又はスコットランドに関連する登録簿若しくはカードのこの法律に則った利用は、次のときに限って認められ、又は認められることができる。
 - (a) 関連する事項又はその目的が、スコットランド議会の立法権能の外にあること。
 - (b) 同議会の法律に則っていること。
- (2) 第13条に基く規則は、スコットランドにおける、又はスコットランドに関する公共サービス提供について、当該サービスがスコットランド議会の立法権能の外にあるのでない限り、条件を課することを許可又は要請することはできない。
- (3) この条は次のことを制約しない。
 - (a) ある者に対して、登録簿に記録された情報を提供する権限を付与する、この法律の規定すべての効果
 - (b) 前掲の情報をある者に提供する権限を付与する規定を設けるための、この法律に基づく権限
 - (c) この法律により前掲の情報をある者に提供することを認めることに関連した目的のため、この法律に基づいて規定を設ける権限(IDカードの利用についての規定を含む)

第44条 略称、廃止する規定、施行、一時的規定及び適用範囲

- (1) この法律は、2006年 ID カード法として引用することができる。
- (2) 附則第2に掲げる制定法は、それぞれ指定された範囲内で廃止される。
- (3) この法律（この条及び第36条並びに第38条を除く）は、主務大臣が委任立法による命令によって定めた日に施行する。異なる目的のために、異なる日の施行を定めることができる。
- (4) この法律の規定を、異なる目的のために異

なる日に施行する権限は、次のことを行う権限を含む。

- (a) 異なる地域又は対象者に関連して、異なる日に規定を施行すること。
- (b) 他の地域又は対象者に関連して規定を施行したときの効果を試験する目的のために、指定された地域又は対象者に関連して、規定を施行すること。
- (c) 前掲の試験に引き続き、この法律のいずれかの規定を施行することに関連して、過渡的な規定を定めること。
- (5) 第36条及び第38条は、この法律が成立した日から起算して2月を経過したときに施行される。
- (6) 女王陛下は、枢密院令により女王陛下が適切と考える修正を加えた上で、この法律の適用範囲をチャンネル諸島又はマン島のどの島にも拡大することができる。
- (7) 第40条第4項は、この法律に基づいて命令を定めるあらゆる者の権限に適用するのと同様に、第6項に基づいて枢密院令を定める枢密院臨席の女王陛下の権限に適用する。
- (8) この法律は北アイルランドに適用する。

附則

附則第1 「登録簿に記録することのできる情報」(第3条関係)

個人情報

第1条

登録簿における個人の登録には、以下の情報を記録することができる。

- (a) 正式な氏名
- (b) 現在使っているか、かつて使っていたその他の名前
- (c) 生年月日
- (d) 出生地

- (e) 性別
- (f) 連合王国内における主要な居住地の住所
- (g) 連合王国内外におけるその他の居住地の住所

身元確認情報

第2条

登録簿における個人の登録には、以下の情報を記録することができる。

- (a) 頭部から肩までの写真（顔の特徴を表示する）
- (b) 署名
- (c) 指紋
- (d) その他の生体認証情報

在留資格

第3条

登録簿における個人の登録には、以下の情報を記録することができる。

- (a) 国籍
- (b) 連合王国国内に在留する資格
- (c) 当該資格が連合王国への入国及び在留許可の授与に由来する場合、当該許可の期間及び条件

個人参照番号

第4条

(1) 登録簿における個人の登録には、以下の情報を記録することができる。

- (a) 英国 ID 登録番号
- (b) 発行されたすべての ID カードの番号
- (c) すべての国民保険の番号
- (d) これらの個人に関係するすべての移民関係書類の番号
- (e) すべての連合王国の旅券の番号（1971年移民法の意味において）
- (f) 連合王国外の国、領土又は国際機関によって、又はそれらに代わって発行された

すべての旅券の番号

(g) (特定の、又はすべての状況において)

旅券の代わりとなるすべての書類の番号

(h) 連合王国外の国又は領土の当局から発行されたすべての ID カードの番号

(i) 連合王国への入国及び在留の申請に関連して主務大臣により割り当てられた参照番号すべて

(j) (1971年移民法の意味において) すべての就労許可の番号

(k) 運転免許証により与えられたすべての運転手番号

(l) これらの個人が保有する、この条の前掲各号に掲げられていない指定書類の番号

(m) この条によって番号が記録された書類の失効時期又は有効期間

(2) この条において、「出入国管理書類 (immigration document)」とは、次のものをいう。

(a) 連合王国への入国及び居住に関する、共同体条約に基づく権利の確認に利用される書類

(b) 出入国管理の職務遂行に関連して与えられ、連合王国への入国及び居住の許可についての情報を記録した書類

(c) (1971年移民法第26A 条におけるものと同じ意味における) 登録カード

また(b)項において、「出入国管理の職務 (immigration functions)」は、2004年庇護及び移民 (申請者の処遇その他) 法におけるものと同じ意味を有する

(3) この条において、「運転免許証 (driving licence)」とは、次のものをいう。

(a) 1988年道路交通法第3 部に基づいて授与された、自動車を運転する免許証

(b) 1981年道路交通 (北アイルランド) 命令第2 部に基づいて授与された、自動車を運転する免許証

記録履歴

第5条

登録簿における個人の登録には、以下の情報を記録することができる。

(a) これらの個人について過去に登録簿に登録された、前掲各条に該当する情報

(b) 前掲の情報に影響する変更点及び登録簿におけるこれらの個人の登録に登録された情報への変更点の詳細

(c) 没年月日

第6条

登録簿及び ID カードの履歴

登録簿における個人の登録には、以下の情報を記録することができる。

(a) すべての登録の申請の日付

(b) これらの個人の登録の内容を修正するためのすべての申請の日付

(c) これらの個人によるすべての登録内容確認の申請 (変更の有無にかかわらず) の日付

(d) 登録から情報が省略された理由すべて

(e) 発行されたすべての ID カードの (番号に加えての) 詳細

(f) 発行されたすべての ID カードについて、これが有効であるか否か、及び有効でない場合はその理由

(g) 申請書に記載された範囲で、ID カード又は指定文書の発行の申請書に連署した者の詳細

(h) 第11条第1 項の目的のために、これらの個人が行った通知の詳細 (ID カードの紛失、盗難又は損壊等)

(i) 主務大臣による ID カード返納の要請に関する詳細

証明情報

第7条

登録簿における個人の登録には、以下の情報を記録することができる。

- (a) 登録簿に登録し、若しくは登録を修正し、又は ID カードを発行するすべての申請に関連して提供された情報
- (b) 登録簿の登録を確認する申請に関連して提供された情報(変更の有無にかかわらず)
- (c) 前掲(a)、(b)号又はその他に言及された申請に関連して、申請を行った者の身元若しくは申請に関連して提供された情報を確認するために取られた処置の詳細
- (d) (前掲(a)、(b)号に言及された申請以外に関連して) 登録簿における当該個人の登録の完全性、最新性及び正確性を保証する目的でとられた、その他の処置又は入手された情報の詳細
- (e) これらの個人が、登録簿の正確性を維持するために義務づけられた、状況の変化、情報の誤り等に関する主務大臣宛の通知の詳細

セキュリティ情報

第8条

登録簿における個人の登録には、以下の情報を記録することができる。

- (a) 登録簿に登録された情報の申請及び提供の 절차를促進するための個人認識番号 (personal identification number)
- (b) 前掲の目的のために使われるパスワード若しくはその他の暗号又はそれらを作成する手段
- (c) 登録簿の登録に関して、前掲の申請を行い、修正の申請を行い、又は修正を行うときに使われる質疑応答

情報提供に関する記録

第9条

登録簿における個人の登録には、以下の情報を

を記録することができる。

- (a) これらの個人の登録に含まれる情報が、ある者に提供されたすべてのときの詳細
- (b) 前掲の時に、情報を提供された者の詳細
- (c) 前掲の時に関連して、情報提供についてのその他の詳細

附則第2 「廃止」(第44条関係)

廃止

1981年偽造及び模造法 (Forgery and Counterfeiting Act 1981 (c.45))

第5条中、次のものを削る。

- (a) 第5項(f)号及び (fa) 号
- (b) 第9項から第11項

2004年底護及び移民 (申請者の処遇その他) 法 (Asylum and Immigration [Treatment of Claimants, etc.] Act 2004 (c.19))

第14条第2項中、(o)号末尾の「及び」を削る。

注

* インターネット情報はすべて2006年8月25日現在である。

- (1) 同法第2条において、該当者の人種、政治思想、宗教、健康状態、性的ライフスタイル、犯罪歴等と定められている。
- (2) 略式の請願(summary petition)を受けた裁判所が、ある者に対して、請願者が奪われた財産を回復し、請願者のために法的な義務を履行することを命じることを可能としている。
- (3) transferred matter. 同法に基いて、ウェストミンスターの議会から北アイルランド議会に移管された権限をいい、財政と人事、保健、教育、環境等が含まれる。
- (4) 個人データの対象者が、データ管理者に対して当該データ又はそれに関連したデータの開示を求める権限。政府は、国家安全保障(第28条)、犯罪捜査及び課税(第29条)等の目的のためにこれを制限する

ことができる。

- (5) 国内外における刑事捜査及び刑事司法手続並びにそれらの開始と終結に関わる判断を助けること。
- (6) 海外の法的手続のために情報を開示することを制限する、2001年反テロリズム、犯罪及び安全保障法第18条に基づく権限。
- (7) 2003年刑事司法法は、刑事司法制度の大幅な改革を目的とした法律であり、無期の拘禁刑を宣告するに当たって最低限の拘禁期間を定めることを裁判官に義務づける、同一犯罪に基く再訴追の禁止を緩和する等、議論の多い規定が盛り込まれている。
同法の第154条第1項は、2000年刑事裁判所の権限（判決）法（Powers of Criminal Courts (Sentencing) Act 2000 (c.6)）を改正し、治安判事裁判所（magistrates' court）が科することのできる拘禁刑の上限を、6月から12月に延長している。
- (8) ある者が難民に該当し、イギリス到着と同時に庇護申請を行い、その根拠を証明した場合、入国又は滞在を行うために嘘をついたり、偽造した書類を提示した犯罪の抗弁となりうる。
- (9) 出入国管理官に移民関連の法律以外の違反に対する逮捕権を付与する。
- (10) Her Majesty in Council. 女王及び選ばれた閣僚達から構成される正規の枢密院会議における、女王のこと。またそのような正規の枢密院会議そのものの言及としても用いられる。
- (11) *Op. cit.* (2).

- (12) 1以上の刑事上の罪を構成する行為、又は連合王国の1地域で行われたとすれば、1以上の刑事上の罪を構成すると思料される行為に該当するか、又は当該行為に相当する行為。

横山潔「調査権限規制法の成立」『外国の立法』214号、2002.11, pp.47-129. から引用。

<<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/legis/214/21402.pdf>>

- (13) 公的な性格を有するあらゆる者、裁判所及び審判所が含まれる。ただし議会は含まれない。
- (14) 次のいずれかに該当する行為。
(a) 当該行為によって構成されるか、又は構成されると思料される罪又は複数の罪の1が、21歳以上で、前に有罪宣告を受けたことのない者に対し、3年以上の拘禁を言い渡すことを合理的に期待することができる罪であること。(b) 当該行為が暴力の行使を含んでおり、重大な金銭的利得を生じさせ、又は共通の目的を追求する多数の者による行為であること。
(横山 前掲注(12))
- (15) 調査権限規制法の同規定は、探知を犯罪の立証及び犯罪者の逮捕と規定し、同時に傍受した情報を法的手続において利用することを禁じている。この規定は、英国 ID 登録簿や ID カードを通じて入手された情報を、法的手続で利用できるということを意味する。

（おかひさ けい・海外立法情報課）